

# 岡山県公報

発行 岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県行政不服等審査会条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例及び長期継続契約を締結す

消防保安課

総務学事課

市町村課

人事課

子ども家庭課

人事課

行政改革推進室

デジタル推進課

財産活用課

税務課

ることができると定める契約を定める条例の一部を改正する条例

○ 岡山県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○ 岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

○ 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例

○ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

○ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

○ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

○ 岡山武道館条例の一部を改正する条例

○ 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

○ 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例

○ 岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例

会計課

中山間・地域振興課

市町村課

くらし安全安心課

環境企画課

自然環境課

文化振興課

〃

〃

スポーツ振興課

〃

〃

〃

〃



目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正する条例</li> <li>○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃</li> <li>治山課</li> <li>耕地課</li> <li>水産課</li> <li>〃</li> <li>監理課</li> <li>〃</li> <li>建築指導課</li> <li>住宅課</li> <li>港湾課</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>都市計画課</li> <li>〃</li> <li>建築指導課</li> <li>住宅課</li> <li>教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県渋川青年の家条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立博物館条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立図書館条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>警察本部</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>指導監査室</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部</li> </ul>	目次	〃	担当課（室）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県公立学校情報機器整備基金条例</li> </ul>	目次	〃       教育委員会	担当課（室）

令和6年3月22日

号

外

○ 公布した条例の解説  
【解説】

目次

総務学事課

担当課(室)

目次

担当課(室)

# 令和6年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第一号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号イ中「六千六百元」を「七千二百円」に改め、同号ロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同号ハ中「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同条第八号中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同条第十一号イ中「五千七百元」を「六千六百元」に改め、同号ロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

## 附則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

岡山県行政不服等審査会条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二号

岡山県行政不服等審査会条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

（岡山県行政不服等審査会条例の一部改正）

第一条 岡山県行政不服等審査会条例（平成二十八年岡山県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条 岡山県行政不服等審査会条例の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正）

第三条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

## 附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布

の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務

第二十三条第二項に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる業務 勤務一日につき 七百十円

### 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第四号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第一条 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号口を削り、同号ハ中「保護を要する女子」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性」に、「保護更生又は相談」を「相談又は支援」に、「三百八十円」を「五百六十円（人事委員会規則で定める職員にあつては、四百五十円）」に改め、同号ハを同号口とする。

（岡山県福祉相談センター条例の一部改正）

第二条 岡山県福祉相談センター条例（平成十五年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正す



る。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の相談に応じること、相談を行う機関を紹介すること又は緊急時における安全の確保若しくは一時保護を行うこと。

第六条の見出しを「(岡山県女性相談支援センター)」に改め、同条第一項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項」に、「岡山県女性相談所」を「岡山県女性相談支援センター」に、「相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第四十一条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

（社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第四条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

本則（第一条、第九条第一項及び第十四条第四項を除く。）中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第一条中「婦人保護施設（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の婦人保護施設）を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項の女性自立支援施設）」に改める。

第二条第一項中「社会福祉事業」を「女性の人權」に、「熱意及び能力」を「高い識見と専門性」に、「処遇」を「支援」に改め、同条第二項中「処遇」を「支援」に改める。

第五条第二項中「計画」の下に「（第十四条の二第四項において「非常災害計画」という。）」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（安全計画の策定等）

第五条の二 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する女性自立支援施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第十四条の二第四項において「安



全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第七条第一項中「処遇」を「支援」に、「窓口を設置する等」を「窓口の設置その他の」に改める。

第八条中「処遇」を「支援」に改める。

第九条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数  
第九条第二項ただし書中「処遇」を「支援」に改める。

第十条中「能力及び熱意」を「にあたって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「更生保護事業(更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項の更生保護事業をいう。)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改める。

第十一条第一項中「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第四項第一号イ中「四・九五平方メートル」を「九・九平方メートル」に改め、同号ロ中「共同廊下」を「廊下」に改める。

第十二条中「に入所させる人員」を「の定員」に、「として四人以下」を「一人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

第十三条の見出しを「(自立支援等)」に改め、同条第一項中「自立を支援するため、入所者の就労及び生活」を「心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)」に、「指導及び援助」を「支援等」に改め、同条第二項中「指導及び援助」を「支援等」に改め、「入所者の」の下に「意向及び」を、「私生活を」の下に「十分に」を加え、同条第三項中「起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければ」を「個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければ」に改め、同条第四項中「自立を促進するため」を「自立支援を行うた

め、入所者の意向を踏まえ」に、「自立促進計画」を「個別支援計画」に改める。

第十四条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条中「給食」を「食事」に改め、同条第四項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十四条の二 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第十五条第四項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならない」に改める。

第十七条中「婦人相談所、福祉に関する事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、」を「女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七十三條第一項第一号」を「第七十三條の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三條第一項第二号」を「第七十三條の四第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「六人」を「七人」に改め、同条第五号中「三五四人」を「三六四人」に改め、同条第十号中「四、九八八人」を「四、九六六人」に、「二、六七三人」を「二、六六五人」に、「三、二九二人」を「三、二四六人」に、「一、三八二人」を「一、三九四人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和七年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第五条中「前二条」を「第三条第二項又は前条」に改める。

別表第二の三の二の項中「情報」の下に「以下三の三の項及び」を加え、同表の三の三の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる）」を「特定個人番号利用事務（）」に改める。

#### 附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第八号

岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第一号を次のように改める。

一 電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額 電気通信事業  
法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一及び岡山県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）別表の規定に準じて知事が定める額

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号又は第三号」を「前項第二号」に改め、「使用期間若しくは」及び「期間又は」を削り、同条第三項中「第一項第四号又は第五号」を「第一項第三号又は第四号」に改め、同条第四項を削る。

第五条第二項中「前条第一項第三号から第五号まで」を「前条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第一項第三号から第五号まで」を「第四条第一項第二号から第四号まで」に改める。  
別表の備考中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県税条例及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県税条例及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

例 (岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項」を

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項」に改める。

(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

第二条 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号又中「地方自治法施行令第五百八条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二」に、「徴収又は収納の事務及び同令第五百八条の二の規定による収納の」を「公金の徴収又は収納に関する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(岡山県税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正前の岡山県税条例第三条第二項に規定する徴収金については、なお従前の例により、施行日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)第一条の規定による改正前の地方自治法施行令第五百八条の二第一項の規定により現に知事が収納の事務を委託している者(地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)による改正後の第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。)に払い込むことができる。

(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日において現に締結している第二条の規定による改正前の長期継続契約を締結することができるとが定める契約を定める条例第二条第二号又に掲げる役務の提供を受ける契約については、第二条の規定による改正後の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条の規定にか



わらず、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第十号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口を削り、同号ハ中「第十二条第三号」を「第十二条第二号」に改め、同ハを同号口とし、同号ニ中「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改め、同ニを同号ハとし、同条第二号口を削り、同号ハ中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同ハを同号口とし、同号ニ中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第三号」に改め、同ニを同号ハとし、同条第八号中「四万三千百五十円」を「四万五千百十円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の第二条第一号又は第二号に掲げる者が行った政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第一項又は第二十条の二第二項の規定による請求に対する写しの交付に係る手数料については、なお従前の例による。

岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第十一号

岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

三 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

五 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

六 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

七 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。

八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

（基本理念）

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な社会づくりに資するものであるという認識のもとに行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条及び第七条において「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（自転車利用者の責務）

第六条 自転車利用者は、自転車は車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この条において同じ。）であることを理解し、その運転者としての責任を自覚するとともに、道路の交通に関する法令を遵守して、他の歩行者及び車両が共に安全に通行することができるように配慮しなければならない。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、国、県、市町村及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村等との連携等）

第八条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、国、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

2 県は、国、市町村及び関係団体が自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するとき



は、必要な協力を行うものとする。

(交通安全教育等)

第九条 県は、県民等に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育、広報、啓発及び情報の提供を実施するものとする。

2 事業者は、自転車通勤者及び事業で自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育及び情報の提供を実施するよう努めるものとする。

3 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者(第十三条第一項及び第二項において「自転車購入者」という。)又は自転車を借り受けようとする者(第十三条第五項において「自転車借受者」という。)に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する情報の提供を実施するよう努めるものとする。

4 学校の長は、児童、生徒又は学生に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

(自転車の点検整備)

第十条 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、事業の用に供し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(道路環境の整備)

第十一条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等(法第七十一条第五号の五に規定する自動車等をいう。)が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第十二条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十三条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車通勤者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者は、業として自転車を貸し付けるときは、自転車借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第十四条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、県民等に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及びび学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村条例との関係)

第十六条 市町村の条例中に、この条例で定める規定に相当する規定がある場合は、当該市町村の区域においては、この条例の規定は適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、令和六年十月一日から施行する。

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例

岡山県環境保健センター条例(昭和五十一年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一号(一)中「一、九六〇円」を「一、九九〇円」に改め、同号(二)中「九、六八〇円」を「九、八四〇円」に改め、同号(三)中「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同号(四)中「四〇、一三〇円」を「四〇、八一〇円」に改め、同表第二号(一)中「二二五、八四〇円」を「二二九、七〇〇円」に改め、同号(二)中「三、八八〇円」を「四、〇九〇円」に改め、同号(三)中「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に改め、同号(四)中「二三、二〇〇円」を「二三、六〇〇円」に改め、同号(五)中「三一、九九〇円」を「三二、五五〇円」に改め、同表第三号中「四、一三〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表第四号中「二、八一〇円」を「二、八六〇円」に改め、同表第五号(一)中「五、二七〇円」を「五、三六〇円」に改め、同号(二)中「七、八七〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表第七号(一)中「四、八一〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同号(二)中「八、四六〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同号(三)中「五、一九〇円」を「五、二七〇円」に改め、同号(四)中「八、〇五〇円」を「八、一九〇円」に改め、同号(五)中「二五、三四〇円」を「二五、七七〇円」に改め、同号(六)中「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表第八号中「一〇、四三〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表第十号中「四三、六一〇円」を「四四、三五〇円」に改め、同表第十一号中「三九、五六〇円」を「四五、一四〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県環境文化関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二万三千五百四十円」を「十二万五千二百三十円」に改め、同条第四号中「十一万三千三百四十円」を「十一万四千九百十円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二施設使用料の項中「三三、九三〇円」を「三四、五〇〇円」に、「四五、四五〇円」を「四六、二二〇円」に、「五一、一一〇円」を「五一、九七〇円」に、「七九、三八〇円」を「八〇、七二〇円」に、「九六、五六〇円」を「九八、二〇〇円」に、「一三〇、四九〇円」を「一三三、七〇〇円」に、「一三、六一〇円」を「一三、八四〇円」に、「二〇、三一〇円」を「二〇、六五〇円」に、「三三、九二〇円」を「三四、四九〇円」に改め、同表附属設備使用料の項中「四、八七〇円」を「四、九九〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六一〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「九、九五〇円」を「一〇、一六〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七六〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九二〇円」に、「九、三二〇円」を「九、五一〇円」に、「七、四三〇円」を「七、五九〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「三二〇円」を「三二〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定による使用の許可を受けている施設等の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表ホールの項中「六、三八〇円」を「六、四八〇円」に改め、同表スタジオの項中「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三三〇円」に改め、同表ギャラリーの項中「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「二、九七〇円」を「三、〇二〇円」に、「二、二三〇円」を「二、二七〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に改め、同表会議室二の項中「九四〇円」を「九五〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

岡山県天神山文化プラザ条例(平成十七年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表第一展示室の項中「一二二、九二〇円」を「一二六、一一〇円」に、「九五、一七〇円」を「九七、六四〇円」に、「二九、八五〇円」を「三〇、六二〇円」に改め、同表第二展示室の項中「一〇一、八七〇円」を「一〇四、五一〇円」に、「六五、九四〇円」を「六七、六五〇円」に、「三七、二六〇円」を「三八、二二〇円」に改め、同表第三展示室の項中「六七、四七〇円」を「六九、二二〇円」に改め、同表第四展示室の項中「三四、〇六〇円」を「三四、九四〇円」に改め、同表第五展示室の項中「二九、四二〇円」を「三〇、一八〇円」に改め、別表の二の表ホールの項中「三、一六〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表第四練習室の項及び第一会議室の項中「三五〇円」を「三六〇円」に改め、別表の三の表グランドピアノの項中「二、一一〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表七宝電気炉の項中「八四〇円」を「八六〇円」に改め、同表プロジェクターの項中「六三〇円」を「六四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山武道館条例の一部を改正する条例

岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表Aの項中「六、九一〇円」を「七、〇四〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「二六、一九〇円」を「二六、四九〇円」に、「二五、三二〇円」を「二五、七九〇円」に、「四、六一〇円」を「四、六九〇円」に、「四二、三〇〇円」を「四三、一〇〇円」に、「六五、六七〇円」を「六六、九一〇円」に、「八四、九七〇円」を「八六、五八〇円」に、「一六〇、三〇〇円」を「一六三、三四〇円」に、「三三、〇二〇円」を「三三、四五〇円」に、「一一五、八六〇円」を「一一八、〇六〇円」に、「二五二、六一〇円」を「二五五、五〇〇円」に、「三三一、八九〇円」を「二三六、二九〇円」に、「三八二、七四〇円」を「三九〇、〇一〇円」に、「五七、八四〇円」を「五八、九三〇円」に改め、同表Bの項中「一一、五五〇円」を「一一、七六〇円」に、「一八、一二〇円」を「一八、四六〇円」に、「三〇、三八〇円」を「三〇、九五〇円」に、「四九、〇一〇円」



を「四九、九四〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一二七、四五〇円」を「一二九、八七〇円」に、「二八三、五〇〇円」を「二八六、九八〇円」に、「二四三、四八〇円」を「二四八、一〇〇円」に、「四六〇、〇四〇円」を「四六八、七八〇円」に、「五七、八四〇円」を「五八、九三〇円」に改め、別表の一の(二)の表冷房設備の項中「二三、二〇〇円」を「二三、四七〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一七、六〇〇円」を「一七、九六〇円」に改め、別表の二の(一)の表専用利用の項中「六、八〇〇円」を「六、九四〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、六七〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、六二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に改め、別表の二の(二)の表冷房設備の項中「四、二六〇円」を「四、三四〇円」に改め、同表暖房設備の項中「四、三二〇円」を「四、四一〇円」に改め、別表の三の表照明用バトンの項中「三、一九〇円」を「三、二五〇円」に改め、同表放送設備(マイクrohホン一本を含む。)の項及びバックスクリーンの項中「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に改め、同表暗幕の項中「四、八一〇円」を「四、九一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

岡山県津山体育館条例(昭和五十一年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「四、六七〇円」を「四、七六〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、一五〇円」に、「一〇、〇五〇円」を「一〇、二六〇円」に、「一六、〇二〇円」を「一六、三五〇円」に、「三、四二〇円」を「三、四九〇円」に、「二三、三五〇円」を「二三、八四〇円」に、「三四、八八〇円」を「三五、六一〇円」に、「四六、二〇〇円」を「四七、一七〇円」に、「八六、三一〇円」を「八八、一二〇円」に、「一一、九三〇円」を「一二、一八〇円」に、「六四、三一〇円」を「六五、六六〇円」に、「八四、六三〇円」を「八六、四〇〇円」に、「二七、四八〇円」を「二七、四六〇円」に、「二二二、一三三〇円」を「二二六、六八〇円」に、「三三、七八〇円」を「三三、四六〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四五〇円」に、「一九、三七〇円」を「一九、七七〇円」に、「三一、四二〇円」を「三一、〇七〇円」に、「六八、〇八〇円」を「六九、五〇〇円」に、「一〇二、一三〇〇円」を「一〇四、三七〇円」に、「一三五、一三〇円」を「一三七、九六〇円」に、「二五二、五七〇円」を「二五七、八七〇円」に、「三三、七八〇円」を「三三、四六〇円」に改め、別表の二の表団体使用の項中「一、九九〇円」を「二、〇三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五五〇円」に、「四、四九〇円」を「四、五八〇円」に改め、同表個人使用の項中「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五一〇円」に改め、別表の三の表電光得点表示器の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、同表演台の項中「六五〇円」を「六六〇円」に

改め、同表放送器具の項中「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表テープレコーダーの項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、同表照明用バトンの項から暗幕の項までの規定中「二、六三〇円」を「二、六八〇円」に改め、同表バックスクリーン等幕類の項中「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表ステージの項中「二、六八〇円」を「二、七二〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「一七、〇三〇円」を「一七、三八〇円」に、「三、八三〇円」を「三、九一〇円」に、「二、七三〇円」を「二、七八〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一三、七三〇円」を「一四、〇一〇円」に、「二、七三〇円」を「二、七八〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、〇二〇円」を「五、一二〇円」に、「七、五三〇円」を「七、六八〇円」に、「一〇、〇五〇円」を「一〇、二六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、五三〇円」に、「一五、〇八〇円」を「一五、三九〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、四九〇円」に、「五六、五六〇円」を「五七、七四〇円」に、「七五、四二〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「一三、六一〇円」を「一三、八九〇円」に改め、同表補助競技場（芝）の項中「四、二一〇円」を「四、二九〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四一〇円」に、「八、三三〇円」を「八、五〇〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四八〇円」に、「九、四七〇円」を「九、六六〇円」に、「一二、五六〇円」を「一二、八二〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に、「三一、四二〇円」を「三一、〇七〇円」に、「四七、四五〇円」を「四八、四四〇円」に、「六二、八五〇円」を「六四、一六〇円」に、「一一、四一〇円」を「一一、六四〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「一〇、七八〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表補助競技場（クレー）の項中「三、三〇〇円」を「三、三六〇円」に、「五、〇二〇円」を「五、一二〇円」に、「六、七三〇円」を「六、八七〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「七、五三〇円」を「七、六八〇円」に、「一〇、〇五〇円」を「一〇、二六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「二五、一三〇円」を「二五、六五〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、四九〇円」に、「五〇、二八〇円」を「五一、三三〇円」に、「九、一三〇円」を「九、三二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七二〇円」に、「八、五六〇円」を「八、七三〇円」に改め、同表ミーティング



広場の項中「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二四〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二九〇円」に、「七九〇円」を「八〇〇円」に、「四、六七〇円」を「四、七六〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一五、九二〇円」に、「三三、四五〇円」を「三三、九四〇円」に、「三一、四二〇円」を「三一、〇七〇円」に、「五、七一〇円」を「五、八二〇円」に改め、別表の三の表放送設備の項中「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に改め、同表テントの項中「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表照明設備の項中「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表センターコート の項中「一四、九七〇円」を「一五、二八〇円」に、「三一、五一〇円」を「三二、九八〇円」に、「二九、九五〇円」を「三〇、五七〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七六〇円」に、「三三、七二〇円」を「三四、四二〇円」に、「四五、〇三〇円」を「四五、九七〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五九〇円」に、「一一、七一〇円」を「一一、〇七〇円」に、「一六九、〇八〇円」を「一七二、六三〇円」に、「二二五、四三〇円」を「二三〇、一六〇円」に、「四二、一〇〇円」を「四二、九八〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五一〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四三〇円」に改め、同表サブコート（一面につき）の項中「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九一〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八三〇円」に、「三、七一〇円」を「三、七七〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「九、四六〇円」を「九、六二〇円」に、「一四、〇三〇円」を「一四、二六〇円」に、「一八、五三〇円」を「一八、八四〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六二〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三〇〇円」に改め、別表の二の表会議室Aの項、メインスタンドの更衣室の項及び会議室Bの項中「五五〇円」を「五六〇円」に改め、別表の三の表テントの項中「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表暖房設備の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

# 令和6年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十一号

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、二三〇円」を「五、三四〇円」に、「七、八五〇円」を「八、〇二〇円」に、「一〇、四七〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九七〇円」に、「一一、七八〇円」を「一一、〇三〇円」に、「一五、七〇〇円」を「一六、〇四〇円」に、「二、九二〇円」を「二、九八〇円」に、「三九、二八〇円」を「四〇、一四〇円」に、「五八、九二〇円」を「六〇、二二〇円」に、「七八、五六〇円」を「八〇、二八〇円」に、「一四、六五〇円」を「一四、九七〇円」に改め、同表多目的広場の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「七、〇六〇円」を「七、二一〇円」に、「九、四二〇円」を「九、六二〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五九〇円」に改め、別表の二の表専用使用の項中「三四、八八〇円」を「三五、六四〇円」に、「五二、三七〇円」を「五三、五二〇円」に、「六九、七六〇円」を「七一、二九〇円」に、「一三、〇八〇円」を「一三、三六〇円」に、「七八、五六〇円」を「八〇、二八〇円」に、「一〇四、七五〇円」を「一〇七、〇五〇円」に、「一九、六三〇円」を「二〇、〇六〇円」に、「二六一、九〇〇円」を「二六七、六六〇円」に、「三九二、八五〇円」を「四〇一、四九〇円」に、「五二三、八〇〇円」を「五三五、三二〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇〇、三六〇円」に改め、同表個人使用の項中「六八〇円」を「六九〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、別表の四の表テントの項中「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表陸上競技用器具の項中「四、五〇〇円」を「四、五九〇円」に改め、同表球技用器具の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二、六四〇円」を「二、六九〇円」に改め、同表照明設備（主競技場）の項中「一〇、四七〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表照明設備（多目的広場及びスケート場（専用使用に限る。））の項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に改め、同表の備考二中「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「一〇、五六〇円」を「一〇、七九〇円」に改める。

## 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十二号

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。  
別表の一の表専用利用の項中「五、三一〇円」を「五、四四〇円」に、「九、三七〇円」を「九、六一〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六七〇円」に、「七、九八〇円」を「八、一八〇円」に、「一四、〇五〇円」を「一四、四一〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五五〇円」に、「三九、九四〇円」を「四〇、九七〇円」に、「七〇、三〇〇円」を「七二、一二〇円」に、「一一、四五〇円」を「一一、七七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第一号ホ中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例  
医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十五号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十五万三千三百六十円」を「十五万三千円」に改め、同条第二号中「九万七百二十円」を「九万七千七百円」に改め、同条第三号イ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号イただし書中「八千五百円」を「八千六百円」に改め、同号ロ中「七千円」を「七千八十円」に改め、同号ハ中「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同号ハただし書中「五千二百五十円」を「五千三百十円」に改め、同号ニ中「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同号ニただし書中「五千二百五十円」を「五千三百十円」に改め、同号ホ中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号ヘ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号トからヌまでの規定中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号ル中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号ルただし書中「八千五百円」を「八千六百円」に改め、同号ヲ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号ワからヨまでの規定中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号タ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号レからツまでの規定中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号ネからウまでの規定中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号キ中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号ク中「三万四千五百円」を「三万四千八百円」に改め、同号ヤ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号マ中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同号ヤ中「一万三千二百円」に改め、同号ケ中「三万四千五百円」を「三万四千八百円」に改め、同号ヤ中「一万七千円」を「一万七千七百円」に改め、同号フ中「二万三千円」を「二万三千二百円」に改め、同条第四号中「一万六千八百五十円」を「一万七千円」に改め、同条第六号中「三千二百六十円」を「三千三百円」に改め、同条第八号中「六千九百八十円」を「七千円」に改め、同条第十六号中「八千七百円」を「八千七百十円」に改め、同条第十八号ロ中「八万九千五百円」を「九万四百円」に改め、同条第二十八号ロ中「二万二千二百十円」を「二万二千七百円」に改め、同号ハただし書中「八千三十円」を「八千六十円」に改め、同条第三十号中「一万六千八百五十円」を「一万七千円」に改め、同条第三十二号中「九千二百十円」を「九千六百十円」に改め、同条第三十七号中「六千七百二十円」を「六千七百六十円」に改め、同条第三十八号中「一万三千七百二十円」を「一万三千七百五十円」に改め、同条第三十九号中「一万千円」を「一万千五百円」に改め、同条第四十号中「六千四百六十円」を「六千四百七十円」に改め、同条第四十一号中「二千四百十円」を「二千四百四十円」に改め、同条第四十二号中「四千二十円」を「四千六十円」に改め、同条第四十七号イ中「一万千八百八十円」を「一万千八百九十円」に改め、同条第五十二号イ中「二万二千四百五十円」を「二万二千七百円」に改め、同号ロ中「一万八十円」を「一万七百元」に改め、同条第五十三号イ及びハ中「七百六十円」を「七百七十円」に改め、同条第五十四号中「一万六千八百五十円」を「一万七千円」に改め、同条第六十一号中「三千二百二十円」を「三千二百八十円」に改め、同条第六十五号から第六十八号までの規定中「一万千円」を「一万千五百円」に改め、同条第七十一号ロ中「二千百二十円」を「二千百三十円」に改め、同号ハ中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第七十二

号中「一万五千元」を「一万五千二百円」に改め、同条第七十三号中「七千二百六十円」を「七千三百四十円」に改め、同条第七十四号中「二万九千九百八十円」を「三万四五百円」に改め、同条第七十五号中「一万二千六十円」を「一万二千三百円」に改め、同条第七十六号中「二万九千九百八十円」を「三万五百円」に改め、同条第七十七号中「一万二千七十円」を「一万二千三百円」に改め、同条第七十八号中「七千二百六十円」を「七千三百四十円」に改め、同条第七十九号中「二千二百二十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第八十号中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第八十一号中「二千二百二十円」を「二千四百四十円」に改め、同条第八十二号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第八十三号中「二千五百五十円」を「二千八百八十円」に改め、同条第八十四号中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第八十五号中「二千二百二十円」を「二千三百三十円」に改め、同条第八十六号中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第八十七号中「二千二百二十円」を「二千四百四十円」に改め、同条第八十八号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第八十九号中「二千二百二十円」を「二千四百四十円」に改め、同条第九十号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第九十一号中「二千七百七十円」を「二千九百七十円」に改め、同条第九十二号中「二千九百七十円」を「三千十円」に改め、同条第九十三号中「二千七百七十円」を「二千二百円」に改め、同条第九十四号中「二千九百七十円」を「三千十円」に改め、同条第九十五号中「二千七百七十円」を「二千二百円」に改め、同条第九十六号中「二千九百七十円」を「三千十円」に改め、同条第九十七号中「二千二百二十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第九十八号中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第九十九号中「二千二百二十円」を「二千三百三十円」に改め、同条第一百号中「十五万二百円」を「十五万二千二百円」に改め、同号口中「十三万二千二百円」を「十三万四千円」に改め、同号ハ中「七千四百三十円」を「七千五百四十円」に改め、同号ニ中「十三万二千二百円」を「十三万四千円」に改め、同号ホ及びベ中「五万八千九百五十円」を「五万九千八百二十円」に改め、同号ロ中「八万五千二百円」を「八万六千四百円」に改め、同号ハ中「四万七千七百五十円」に改め、同条第一百二号イ中「十三万八千五百五十円」を「十四万百円」に改め、同号ロ中「十一万五千五百十円」を「十一万六千八百円」に改め、同号ハ中「四千六百三十円」を「四千七百五十円」に改め、同号ニ中「十一万五千五百十円」を「十一万六千八百円」に改め、同号ホ及びベ中「四万七千四百十円」を「四万七千九百円」に改め、同条第一百三号イ中「九万二百円」を「九万四千四百円」に改め、同号ロ中「八万五千二百円」を「八万六千四百円」に改め、同号ハ中「四万七千七百五十円」を「四万八千四百円」に改め、同号ニ中「一万千四百円」を「一万千四百円」に改め、同号ホ中「四万四千九百五十円」を「四万五千六百円」に改め、同号ヘ中「四万五十円」を「四万六千円」に改め、同号リ中「三万三千六百五十円」を「三万四千百円」に改め、同号チ中「四万五十円」を「四万六千十円」を「五万六千六百円」に改め、同号口中「四万八千三百十円」を「四万八千八百円」に改め、同条第一百四号イ中「五万九百七十円」に改め、同号ホ中「二万六千三百七十円」を「二万六千六百円」に改め、同号ヘ中「二万五千四百七十円」を「二万五千七百円」に改め、同号ト中「二万四千三百六十円」を「二万四千六









十円」に改め、同号ロ(5)中「十万五千円と千五百円」を「十万六千円と千五百円」に改め、同号ロ(6)から(10)までの規定中「五万六千円」を「五万六千六百円」に改め、同条第二百二十四号中「二千五百円」を「二千二百二十円」に改め、同条第二百二十五号中「二千九百五十円」を「三千四十円」に改め、同条第二百二十九号中「三千五百四十円」を「三千五百八十円」に改め、同条第三百十号イからトまでの規定中「三万五千三百十円」を「三万五千三百三十円」に改め、同条第三百三十一号及び第三百三十二号中「一万五千三百円」を「一万五千四百円」に改め、同条第三百三十三号中「千五百五十円」を「千五百七十円」に改め、同条第三百三十四号中「一万四千四百五十円」を「一万四千四百六十円」に改め、同条第三百三十六号及び第三百三十七号中「二千円」を「二千二十円」に改め、同条第四百十一号中「一万八百九十円」を「一万千円」に改め、同条第四百十二号中「十五万三千三百六十円」を「十五万三千百円」に改め、同条第四百十三号中「九万七千二百十円」を「九万七千七百円」に改め、同条第四百十九号中「二千四百三十円」を「二千四百五十円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部を改正する条例

(岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第一条 岡山県精神保健福祉センター条例(昭和四十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「指導」を「援助」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例(平成十八年岡山県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(岡山県特殊勤務手当支給条例の一部改正)

2 岡山県特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「指導」を「援助」に改める。

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の一の表健康診断部門の項中「三九、二〇〇円」を「三九、九〇〇円」に改め、同表健康増進部門の項中「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「七、八五〇円」を「七、九八〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表スポーツ医学部部門の項中「七、八五〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表学習部部門の項中「三、七五〇円」を「三、八一〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表研修部部門の項中「一二、八四〇円」を「一二、〇五〇円」に、「四、二八〇円」を「四、三五〇円」に、「三、一五〇円」を「三、一八〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇六〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五七〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「一三九、〇一〇円」を「一四一、三〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十四の項の次に次の一項を加える。

三十四の二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この項において「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下この項において「政令」という。）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	吉備中央町
イ 法第十三条第二項の規定による特定認定の申請の受理	
ロ 法第十三条第三項の規定による特定認定	
ハ 法第十三条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定	

- 二 法第十三条第八項の規定による変更の届出の受理  
ホ 法第十三条第九項の規定による報告の徴収及び立入検査等  
ヘ 法第十三条第十二項の規定による必要な措置の命令  
ト 法第十三条第十三項の規定による特定認定の取消し等  
チ 政令第十三条第三号イの規定による外国人旅客の快適な滞在に支障がないことの認定  
リ 省令第十条の三第二項の規定による周辺地域の住民の範囲の指定  
又 省令第十六条の規定による認定事業の廃止の届出の受理

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項第一号中「五千円」を「五千九十円」に改め、同項第二号中「一万五千七百五十円」を「一万五千九百七十円」に改め、同項第三号及び第四号中「二千九百四十円」を「二千九百七十円」に改め、同項第五号中「五千六百元」を「五千七百二十円」に改め、同項第六号及び第七号中「三千円」を「三千五十円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

趣旨

第一条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十三条第一項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に關し必要な事項を定めるものとする。

（国家戦略特別区域法施行令第十三条第二号の条例で定める期間）

第二条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十三条第二号の条例で定める期間は、三日とする。

（規則への委任）

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の三の表プロジェクトの項中「九三〇円」を「九四〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同条第八号中「千二百三十円」を「千二百四十円」に改め、同条第九号中「二千六百六十円」を「二千六百九十円」に改め、同条第十号中「二千七百六十円」を「二千七百九十円」に改め、同条第十一号中「六万四千三百五十円」を「六万四千三百六十円」に改め、同条第十二号中「三万四千十円」を「三万四千五十円」に改め、同条第十三号中「六万四千三百五十円」を「六万五千三百六十円」に改め、同条第十四号中「三万三千五百二十円」を「三万三千九百五十円」に改め、同条第十五号中「二千七百七十円」を「二千八百円」に改め、同条第十六号中「三千三百八十円」を「三千四百二十円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五七、〇七〇円」を「五八、五五〇円」に、「三八、七二〇円」を「三九、七二〇円」に、「二九、〇六〇円」を「二九、八一〇円」に、「八、九一〇円」を「九、一四〇円」に改め、別表の二の表中「二四、一八〇円」を「二四、八〇〇円」に、「一六、四三〇円」を「一六、八五〇円」に、「九、〇一〇円」を「九、二四〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に改め、別表の三の表中「九、八五〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「四、九八〇円」を「五、一〇〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九二〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に改め、別表の四の表中「三一、八二〇円」を「三一、六四〇円」に、「二一、二二〇円」を「二一、七六〇円」に、「五三、〇四〇円」を「五四、四一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例（昭和三十六年岡山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表分析手数料の項中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に、「六、七四〇円」を「六、八三〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八一〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四七〇円」に、「三九、六五〇円」を「六二、一三〇円」に改め、同表試験及び鑑定手数料の項中「一七、九三〇円」を「一八、二二〇円」に、「二三、二四〇円」を「二三、五一〇円」に改め、同表測定手数料の項中「五、六一〇円」を「五、七一〇円」に、「三三、二八〇円」を「三三、九五〇円」に改め、同表前処理手数料の項中「四、一二〇円」を「四、一六〇円」に改め、同表撮影、複写及び複本手数料の項中「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に改め、同表設備使用料の項中「二一、八九〇円」を「二二、三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室（大）の項中「四七、六六〇円」を「四八、六一〇円」に改め、同表研究室（小）の項中「四〇、八五〇円」を「四一、六六〇円」に改め、同表セミナー室の項中「一、八八〇円」を「一、九一〇円」に改め、別表の二の表分析機器の項中「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五六〇円」に、「八、九四〇円」を「九、一三〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六二〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一一〇円」に、「二五、二九〇円」を「二五、五八〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三四〇円」に、

「 蛍光エックス線分析装置 」を		一時間につき	九、六〇〇円
「 蛍光エックス線 分析装置 」	半定量分析に使用する とき	一時間につき	九、七八〇円
	定量分析に使用すると き	一時間につき	九、六〇〇円

に、「一〇、三六〇円」を「一〇、五五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇一〇円」に、「九、七七〇円」を「一〇、〇二〇円」に、「二五、二五〇円」を「二五、九〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七四〇円」



に、「二二二、一九〇円」を「二二五、三六〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八六〇円」に、「二〇、六三〇円」を「二〇、八三〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、

「炭素・硫黄分析装置」を「四、〇一〇円」を

炭素・硫黄分析装置	一時間につき	四、〇九〇円
二色式熱画像カメラシステム	一時間につき	二、一九〇円

に改め、同表

試験機器の項中「一、五二〇円」を「一、五三〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九三〇円」に、「一、七七〇円」を「一、二二、〇二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九六〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一四〇円」に、「一七、七八〇円」を「一八、一一〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二六、〇八〇円」に、「二八、五一〇円」を「二九、一三〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「五七、二五〇円」を「五八、三三〇円」に、「七二、九三〇円」を「七四、三二〇円」に、「三〇、九一〇円」を「三一、四九〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二六〇円」に、「二九、八四〇円」を「三〇、六一〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「一六、八四〇円」を「一七、一七〇円」に改め、同表試作加工機器の項中

旋盤	一時間につき	一、一八〇円
ジョークラッシャー	一時間につき	四七〇円

を

ジョークラッシャー	一時間につき	四八〇円
-----------	--------	------

に、「七六〇円」を「七七〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に、「三、三三〇円」を「三、三九〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「四七、三一〇円」を「四八、五四〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「一六、五二〇円」を「一六、八三〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、七七〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に改め、同表計測機器の項中「七七〇円」を「七八〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。



別表の一の表大会議室の項中「六、四八〇円」を「六、五九〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、八二〇円」を「二、八六〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に改め、同表小会議室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表円卓会議室の項中「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表研修室の項中「一、九八〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表交流サロン（専用して利用する場合に限る。）の項中「四、〇八〇円」を「四、一四〇円」に改め、別表の二の表スライド映写機の項、ビデオプロジェクターの項及びパーソナルコンピュータの項を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県計量法関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表の三の項中「十六万三千九百五十円」を「十六万四千二百円」に改め、同表の五の項中「四十二万九千二百八十円」を「四十二万九千六百五十円」に改め、同表の七の項中「五万四千四百八十円」を「五万四千六百八十円」に改め、同表の十三の項中「七千五百三十円」を「七千五百八十円」に改める。

別表第一の一の項イ(5)中「二千三百六十円」を「二千三百七十円」に改め、同項ハ(9)中「六千二百三十円」を「六千二百四十円」に改め、同ハ(10)中「七千九百五十円」を「七千九百六十円」に改め、同ハ(11)中「一万七千七百十円」を「一万七千七百四十円」に改め、同ハ(12)中「一万四千五百六十円」を「一万四千六百十円」に改め、同ハ(13)中「一万九千四百六十円」を「一万九千五百五十円」に改め、同ハ(14)及び(15)中「二万二千三十円」を「二万二千五百十円」に改める。

別表第二の一の項リ中「六千七百三十円」を「六千七百四十円」に改め、同項ヌ中「八千五百六十円」を「八千五百七十円」に改め、同項ル中「一万二千七百十円」を「一万二千七百四十円」に改め、同項ヲ中「一万五千五百七十円」を「一万五千六百十円」に改め、同項ヅ中「二万四百八十円」を「二万五百七十円」に改め、同項カ及びヨ中「二万三千百五十円」を「二万三千二百七十円」に改める。

別表第三の一の項ロ(5)中「六千四百三十円」を「六千四百四十円」に改め、同ロ(6)中「八千三百五十円」を「八千三百六十円」に改め、同ロ(7)中「一万二千二百十円」を「一万二千二百四十円」に改め、同ロ(8)中「一万五千二百六十円」を「一万五千三百十円」に改め、同ロ(9)中「一万九千八百七十円」を「一万九千九百六十円」に改め、同ロ(10)及び(11)中「二万二千二百四十円」を「二万二千三百六十円」に改め、同表の二の項ロ(2)中「三千四百六十円」を「三千四百七十円」に改める。

別表第四の一の項ハ(4)中「二千二百十円」を「二千二百二十円」に改め、同ハ(5)中「三千七百十円」

を「三千七百二十円」に改め、同ハ(6)中「六千九百三十円」を「六千九百四十円」に改め、同ハ(7)中「一万九百八十円」を「一万九百九十円」に改め、同ハ(8)中「一万五千三百三十円」を「一万五千三百六十円」に改め、同ハ(9)中「一万九千六百円」を「一万九千六百四十円」に改め、同ハ(10)中「二万二千二百五十円」を「二万二千三百二十円」に改め、同ハ(11)及び(12)中「三万七百五十円」を「三万九百円」に改める。

別表第五の一の項中「一万三千六百八十円」を「一万三千六百九十円」に改め、同表の二の項口(1)中「三千三百六十円」を「三千三百七十円」に改め、同口(4)中「一万五百七十円」を「一万五百八十円」に改め、同口(5)及び(6)中「一万四千九十円」を「一万四千百十円」に改め、同項ハ中「七千九百四十円」を「七千九百五十円」に改め、同項ニ(1)(イ)中「三千二百十円」を「三千二百二十円」に改め、同ニ(1)ロ中「七千九百五十円」を「七千九百六十円」に改め、同ニ(2)(ハ)中「八千八百八十円」を「八千九百円」に改め、同ニ(3)(ハ)中「七千五百十円」を「七千六百十円」に改め、同表の三の項イ中「一万三千六百八十円」を「一万三千六百九十円」に改め、同項ロ中「三万四千二百十円」を「三万四千二百三十円」に改める。

別表第六の二の項イ中「二万三千四百八十円」を「二万三千七百八十円」に改め、同項ロ中「三万八千六百十円」を「三万八千四百六十円」に改め、同表の三の項中「三万三千二百四十円」を「三万三千五百四十円」に改め、同表の四の項イ中「九万五千九百六十円」を「九万七千四十円」に改め、同項ロ中「十二万八千六百三十円」を「十二万九千七百円」に改め、同項ハ中「九万五千五百六十円」を「九万六千六百四十円」に改め、同項ニ中「十万六千六百二十円」を「十万七千六百九十円」に改め、同項ホ中「十万千八十円」を「十万二千六十円」に改め、同項ヘ中「十一万六千四百七十円」を「十一万七千五百四十円」に改め、同項ト中「十万二千円」を「十万三千七十円」に改め、同項チ中「十万八千六百三十円」を「十万九千七百十円」に改め、同項リ中「二万六千百円」を「二万六千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室（大）の項中「九二、一八〇円」を「九四、四五〇円」に改め、同表研究室（小）の項中「四七、一三〇円」を「四七、九六〇円」に改め、同表試作開発室の項中「一八三、三三〇円」

を「一八七、三〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表生物科学研究所の項中「三五、二五〇円」を「三五、六四〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表森林研究所の項中「二、〇四〇円」を「二、一五〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改め、同表農業大学の項中「三、四〇〇円」を「三、八八〇円」に、「一、六九〇円」を「一、九四〇円」に改め、同表の備考三中「研修室（小）」を「研修室（大）」、「研修室（小）」に改め、「につき」の下に「、研修室（大）」にあっては三百円を「を」に加え、「百九十円」を「二百十円」に、「二百十円」を「二百四十円」に、「百十円をそれぞれ」を「百五十円をそれぞれ」に改め、同表の備考四中「八百四十円」を「千二百三十円」に、「四百十円」を「六百十円」に改め、別表第一の二の表生物科学研究所の項を削り、同表森林研究所の項中「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「二、二七〇円」を「二、二九〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に改める。

別表第二畜産研究所の項中「九、八四〇円」を「九、九九〇円」に改め、同表水産研究所の項中「二一、七〇〇円」を「二二、一七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四五〇円」を「四九〇円」に改め、別表の二の表中

研修交流館会議室

一時間につき

四一〇円

を

令和6年3月22日 岡山県公報 号外

矢野講堂	研修交流館会議室	一時間につき	五三〇円
	矢野講堂	一時間につき	六〇〇円

に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例

岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表中「二、二二〇円」を「二、七二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例

岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。  
別表の一の表中「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に改める。

別表の一の表中「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「千八百二十円」を「千八百四十円」に改め、同条第二十二号中「五千七百五十円」を「五千八百円」に改め、同条第二十三号から第二十六号までの規定中「千七百二十円」を「千七百四十円」に改め、同条第四十三号口中「二千百二十円」を「二千百三十円」に改め、同号ハ中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第四十四号中「二万九千九百八十円」を「三万四千四百円」に改め、同条第四十五号中「一万二千六十円」を「一万二千三百円」に改め、同条第四十六号中「二万九千九百八十円」を「三万五百円」に改め、同条第四十七号中「一万二千七十円」を「一万二千三百四十円」に改め、同条第五十号中「二千百二十円」を「二千百七十円」に改め、同条第五十一号中「二千九百五十円」を「二千九百九十円」に改め、同条第五十二号中「二千五十円」を「二千百二十円」に改め、同条第五十三号中「二千九百五十円」を「三千四十円」に改め、同条第五十四号中「六千四百円」を「六千四百三十円」に改め、同条第五十五号中「一万四千百七十円」を「一万四千二百九十円」に改め、同条第五十六号中「三千五百円」を「三千五百十円」に改め、同条第五十七号中「三千円」を「三千十円」に改め、同条第五十八号中「三万六千五十円」を「三万六千二百二十円」に改め、同号イ中「五千九百二十円」を「五千九百五十円」に、「五千百十円」を「五千百四十円」に改め、同号ロ中「三千六百二十円」を「三千六百四十円」に、「五千七百十円」を「五千七百四十円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十七条の三第一項」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加える。」

第六条第二項中「に掲げる者」を「（農業経営基盤強化促進法第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる者」に改め、「公告した日」の下に「（以下この項において「公告日」という。）を加え、同項に次のただし書を加える。」

ただし、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）に農業の経営又は農作業の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理機構（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下この項において同じ。）を設定した場合において、公告日以後における当該委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十

五年以上であるときにあつては、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中

一隻につき

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、五、三三〇円とする。）

七、五三〇円

を

一隻につき

簡易型護岸等係留方式

四、二六〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、二、七六〇円とする。）

栈橋係留方式

七、六五〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、五、四二〇円とする。）

一隻につき

七五、四二〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、五三、四二〇円とする。）

一隻につき

簡易型護岸等係留方式

四二、六八〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、二七、七四〇円とする。）

栈橋係留方式

七六、七〇〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、五四、三三〇円とする。）

一隻につき

一五、二八〇円

一隻につき

簡易型護岸等係留方式

九、九二〇円

栈橋係留方式

一五、五三〇円



一隻につき

一五二、九五〇円

を

一隻につき

簡易型護岸等係留方式

九九、二六〇円

栈橋係留方式

一五五、五五〇円

に改め、同表の備考二を同表の備考三とし、

備考一の次に次のように加える。

二 簡易型護岸等係留方式とは、護岸等に係留させる方式の小型船舶係留施設で、県が係船浮標又は係船くいを設けないものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第十二条第一項の許可を受けている県漁港施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例

(岡山県漁港管理条例の一部改正)

第一条 岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十五条第一項中「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加える。

(岡山県普通海域管理条例の一部改正)

第二条 岡山県普通海域管理条例(平成十年岡山県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第四十八号

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「十二万四千五百十円」を「十二万二千九百四十円」に改め、同項第九号の二イ中「五万六千六百十円」を「五万二千三百十円」に改め、同号ロ中「八万六千五百十円」を「八万七千七百十円」に改め、同項第九号の四中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万四千四十円」を「三万四千五百五十円」に改め、同項第十二号中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第十三号及び第十四号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第十五号の二中「十一万七千八百六十円」を「十一万九千五百四十円」に改め、同項第十五号の三中「十五万六千四百十円」を「十五万八千四百六十円」に改め、同項第十六号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第十七号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第十七号中「十六万七千五百八十円」を「三万四千四十円」を「三万四千五百五十円」に改め、同項第十九号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第二十号の二から第二十二号までの規定中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第二十三号中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第二十三号の四から第二十六号の四までの規定中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第三十号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第三十号の二から第三十一号の二までの規定中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第三十二号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第三十六号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第三十七号の二中「十四万七千八百三十円」を「十四万九千八百四十円」に改め、同項第四十一号中「六千四百八十円」を「六千五百四十円」に、「二万二千円」を「一万二千五百十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の五までの規定中「二万七千八百二十円」を「二万八千二百十円」に改め、同項第四十二号の六中「十二万四千五百十円」を「十二万二千九百四十円」に改め、同項第四十二号の七中「十四万七千八百三十円」を「十四万九千八百十円」に改め、同項第四十三号イ中「一万二千八百十円」を「一万二千三百二十円」に、「六千八十円」

を「六千五百十円」に改め、同号口中「七千九十円」を「七千七百十円」に、「三千四十円」を「三千七十円」に改め、同項第四十四号中「一万八千二百五十円」を「一万八千四百五十円」に、「一万千六百六十円」を「一万千二百九十円」に改め、同項第四十五号イ中「一万千五百五十円」を「一万千二百八十円」に改め、同号口中「六千八十円」を「六千五百五十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千二百円」を「一万三千三百五十円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四十六の二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の十二第六項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 二万八千二百十円

四十六の三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第七項の規定による道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 二万八千二百十円

第二条第一項第六十三号イ中「六千四百六十円」を「六千四百七十円」に改め、同号口中「八千八百七十円」を「八千八百八十円」に改め、同号ハ中「一万三千百円」を「一万三千百十円」に改め、同項第六十四号中「三万三千三百八十円」を「三万三千四百八十円」に改め、同項第六十五号中「二万四千八百五十円」を「二万五千百九十円」に改め、同項第八十一号中「三万三千四百五十円」を「三万三千八百八十円」に改め、同項第八十九号イ中「二万五千三百六十円」を「二万五千七百円」に改め、同号口中「二万九千四百円」を「二万九千八百円」に改め、同号ハ中「三万三千四百五十円」を「三万三千九百円」に改め、同号ニ中「三万七千五百円」を「三万八千十円」に改め、同号ホ中「四万五千五百十円」を「四万二千百十円」に改め、同号ヘ中「四万九千六百五十円」を「五万三百二十円」に改め、同号ト中「六万八千八百円」を「六万二千六百三十円」に改め、同号チ中「七万三千九百五十円」を「七万四千九百四十円」に改め、同項第九十号中「十六万七千五百八十円」を「十六万九千八百十円」に改め、同項第九十一号イ(1)イ中「一万二千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同号イ(2)イ中「四万六千八百円」を「四万七千三百円」に改め、同号ロ(1)イ中「一万八千七百円」を「一万八千九百円」に改め、同号ロ(2)イ中「七万四百円」を「七万五千五百円」に改め、同項第九十一号のニイ(1)中「一万八千七百円」を「一万八千九百円」に改め、同号ロ(1)中「七万四百円」を「七万五千五百円」に改め、同項第九十二号イ及びロ中「前号」を「第九十一号」に改め、同項第九十三号イ(1)イ中「二万三千四百円」を「二万三千六百円」に改め、同号ロ(1)イ中「三万五千二百円」を「三万五千七百円」に改め、同号ロ(2)イ中「九千三百円」を「九千四百円」に改め、同項第九十三号のニイ(1)中「三万五千二百円」を「三万五千七百円」に改め、同号ロ(1)中「九千三百円」を「九千四百円」に改め、同項第九十四号イ及びロ中「前号」を「第九十三号」に改め、同項第九十七号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号イ(1)中「四千五百五十円」を「四千六百円」に改め、同号ロ(1)中「三万三千六百七十円」を「三万四千四十円」に改め、同項第一百号及び第一百二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第一百三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」



別表第七中「二万二千八百円」を「二万三千円」に、「三万四千三百円」を「三万四千六百円」に、「三万七千八百円」を「三万八千二百円」に、「五万六千七百円」を「五万七千三百円」に、「六万三千百円」を「六万三千八百円」に、「九万四千六百円」を「九万五千六百円」に、「十万二千二百円」を「十万二千三百円」に、「十五万九千九百円」を「十五万三千五百円」に、「十五万四千六百円」を「十五万六千三百円」に、「二十三万二千円」を「二十三万四千五百円」に、「二十六万二千八百円」を「二十六万五千七百円」に、「三十九万四千三百円」を「三十九万八千六百円」に、「三十三万二千九百円」を「三十三万六千五百円」に、「四十九万九千四百円」を「五十万四千九百円」に、「三十七万八千円」を「三十八万二千百円」に、「五十六万七千円」を「五十七万三千二百円」に改める。

別表第八中「十一万二百円」を「十一万四千四百円」に、「十六万五千七百円」を「十六万八千四百円」に、「十七万六千五百円」を「十七万八千四百円」に、「二十六万五千三百円」を「二十六万九千七百円」に、「三十四万八千九百円」を「三十五万二千七百円」に、「五十二万四千三百円」を「五十三万三千円」に、「六十二万四千九百円」を「六十三万八千八百円」に、「九十三万九千二百円」を「九十五万四千八百円」に、「百七万四千四百円」を「百八万六千三百円」に、「百六十一万四千八百円」を「百六十四万七千七百円」に、「百九十八万八千円」を「二百一十万円」に、「二百九十八万七千八百円」を「三百三万七千六百円」に、「二百八十四万五百円」を「二百八十七万二千円」に、「四百二十六万九千円」を「四百三十四万二百円」に、「三百四十七万九千七百円」を「三百五十一万八千三百円」に、「五百一十二万九千七百円」を「五百三十一万七千円」に改める。

別表第九中「四千五百五十円」を「四千六百円」に、「九千二百円」を「九千三百円」に、「一万五千八百七十円」を「一万六千四十円」に、「二万六千三百九十円」を「二万六千六百八十円」に、「四万四千二百九十円」を「四万四千七百八十円」に、「七万九千三百八十円」を「八万二千六十円」に、「十二万五千四百円」を「十二万六千七百九十円」に、「十五万八千七百七十円」を「十六万五百三十円」に、「十六万八千八百八十円」を「十七万七百五十円」に改める。

別表第十中「三万三千六百七十円」を「三万四千四十円」に、「六万八千六百六十円」を「六万八千九百十円」に、「九万五千九百七十円」を「九万七千三十円」に、「十三万四千五百円」を「十三万五千九百九十円」に、「十九万三千五百十円」を「十九万五千二百九十円」に、「二十七万八千九百円」を「二十八万千八百十円」に、「三十七万六千二百円」を「三十八万三千七百十円」に、「四十九万三千五百十円」を「四十九万八千九百八十円」に、「五十七万九千四百七十円」を「五十八万五千九百円」に改める。

別表第十一中「九千二百円」を「九千三百円」に、「二万六千三百九十円」を「二万六千六百八十円」に、「七万九千三百八十円」を「八万二千六十円」に、「十二万五千四百円」を「十二万六千七百九十円」に、「十五万八千七百七十円」を「十六万五千三十円」に、「十九万八千二百十円」を「二十万四百十円」に改める。

別表第十二中「十万七千九百九十円」を「十万八千三百七十円」に、「十七万七千九百八十円」を「十七万九千九百五十円」に、「二十七万七千九百九十円」を「二十八万六百六十円」に、「三十五万五千九百七十円」を「三十五万九千九百二十円」に、「四十二万五千七百五十円」を「四十三万四百七十円」に



に、「四十九万五千五百三十円」を「五十万三千三十円」に改める。

別表第十三中「九千二百円」を「九千三百円」に、「一万六千八百八十円」を「一万六千三百五十円」に、「二万六千三百九十円」を「二万六千六百八十円」に、「七万九千三百八十円」を「八万二百六十円」に、「十二万五千四百円」を「十二万六千七百九十円」に、「十五万八千七百七十円」を「十六万五千三百円」に、「十九万八千二百十円」を「二十万四百十円」に改める。

別表第十四中「二十三万七千六百五十円」を「二十四万二百八十円」に、「二十九万六千三百十円」を「二十九万九千五百九十円」に、「三十七万九千二百三十円」を「三十八万三千四百三十円」に、「五十四万三十円」を「五十四万六千二十円」に、「六十六万三千四百十円」を「六十七万七百七十円」に、「七十八万七千三百十円」を「七十九万四百円」に、「八十九万九千六百六十円」を「九十万八千六百十円」に改める。

別表第十五中「二万七千四百九十円」に、「三万六千六百円」を「三万二千六十円」に、「三万八千五百円」を「三万九千六十円」に、「四万四千円」を「四万四千六百四十円」に、「九万七千六百円」を「九万九千二百円」に、「十万四千円」を「十万五千五百十円」に、「十四万七千円」を「十四万九千四百十円」に、「十五万四千円」を「十五万六千二百四十円」に、「十八万二千円」を「十八万四千六百五十円」に、「十九万千円」を「十九万三千七百八十円」に、「二十二万六千円」を「二十二万九千二百九十円」に、「二十三万六千円」を「二十三万九千四百四十円」に改め、同表の備考二中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第十六中「十一万三千円」を「十一万四千六百四十円」に、「二十九万二千円」を「二十九万六千二百六十円」に、「十四万九千円」を「十五万千七百七十円」に、「三十七万八千円」を「三十八万三千五百十円」に、「二十四万二千円」を「二十四万五千五百三十円」に、「五十三万九千円」を「五十四万六千八百六十円」に、「三十一万七千円」を「三十二万六千二百十円」に、「六十六万四千円」を「六十七万三千六百九十円」に、「三十八万円」を「三十八万五千五百四十円」に、「七十八万六千円」を「七十九万七千四百七十円」に、「四十四万六千円」を「四十五万二千五百十円」に、「八十九万六千円」を「九十万九千八十円」に改める。

別表第十七中「九千七百円」を「九千八百六十円」に、「二万八百元」を「二万千四百十円」に、「四万六千五百円」を「四万七千二百七十円」に、「八万三千四百円」を「八万四千七百九十円」に改める。

別表第十八中「九千七百円」を「九千八百六十円」に、「一万七千円」を「一万七千二百八十円」に、「二万七千八百円」を「二万八千二百六十円」に、「八万三千四百円」を「八万四千七百九十円」に、「十三万二千円」を「十三万四千二百円」に、「十六万六千円」を「十六万八千七百七十円」に、「二十万八千円」を「二十一万四千七十円」に改める。

別表第十九中「一万八千円」を「一万八千三百円」に、「三万五千四百円」を「三万五千九百九十円」に、「二万九千四百円」を「二万九千七百二十円」に、「三万九千六百円」を「四万二千六十円」に改める。



別表第二十中「三万四千円」を「三万四千五百六十円」に、「七万五千五百円」を「七万二千六百九十円」に、「五万九千円」を「五万九千九百八十円」に、「十一万九千円」を「十二万九百八十円」に、「十万七千円」を「十万八千七百八十円」に、「二十万三千円」を「二十万六千三百九十円」に、「十六万千円」を「十六万三千六百八十円」に、「二十九万千円」を「二十九万五千八百五十円」に改める。

別表第二十一中「九万三百円」を「九万八千八百円」に、「二十三万六千円」を「二十三万九千九百四十円」に、「十一万五千円」を「十一万六千九百二十円」に、「二十九万六千円」を「三十万九百四十円」に、「十五万千円」を「十五万三千五百二十円」に、「三十八万二千円」を「三十八万八千三百七十円」に、「二十四万五千円」を「二十四万九千九十円」に、「五十四万五千円」を「五十五万四千四百円」に、「三十二万円」を「三十二万五千三百四十円」に、「六十七万二千円」を「六十八万三千二百二十円」に、「三十八万五千円」を「三十九万四千四百二十円」に、「七十九万四千円」を「八十万七千二百五十円」に、「四十五万円」を「四十五万八千五百三十円」に、「九十万六千円」を「九十二万千三百三十円」に改める。

(岡山県土保全条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

**第二条** 岡山県土保全条例等の一部を改正する条例(令和五年岡山県条例第五号) 附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六十七号イ中「一万二千三百三十円」を「一万二千七百七十円」に改め、同号ロ中「二万二千二百六十円」を「二万二千三百三十円」に改め、同号ハ中「三万二千三百八十円」を「三万二千四百九十円」に改め、同号ニ中「四万八千五百七十円」を「四万八千七百三十円」に改め、同号ホ中「六万九千八百三十円」を「七万七十七円」に改め、同号ヘ中「十一万三千三百二十円」を「十一万七千七百円」に改め、同号ト中「十七万二千四十円」を「十七万二千六百三十円」に改め、同号チ中「二十六万三千五百十円」を「二十六万四千六十円」に改め、同号リ中「三十四万四千四百円」を「三十四万五千二百八十円」に改め、同号ヌ中「四十三万五千二百十円」を「四十三万六千七百二十円」に改め、同項第六十八号中「四十三万五千二百十円」を「四十三万六千七百二十円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

**岡山県条例第四十九号**

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合 四円五〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

六円一〇銭

二四時間を超える場合 六円一〇銭に二四時間

を超える一二時間まで

ごとに三円を加算した

額

附則第四項及び第五項中 水深七・五メートル以上一二メートル以下の係留 を

施設

一二時間までの場合 六円八〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

九円一〇銭

二四時間を超える場合 九円一〇銭に二四時間

を超える一二時間まで

ごとに四円五〇銭を加

算した額

「水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合 四円六〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

六円二〇銭

二四時間を超える場合 六円二〇銭に二四時間

を超える一二時間まで

ごとに三円一〇銭を加

算した額

水深七・五メートル以上一二メートル以下の係留 に改める。

施設

一二時間までの場合 六円九〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

九円二〇銭

二四時間を超える場合 九円二〇銭に二四時間

を超える一二時間まで

ごとに四円六〇銭を加

別表の(ロ)の表係留施設(ビクターバース及び小型船舶係留施設を除く。)の項中「四円五〇銭」を「四円六〇銭」に、「六円一〇銭」を「六円二〇銭」に、「三元」を「三元一〇銭」に、「六円八〇銭」を「六円九〇銭」に、「九円一〇銭」を「九円二〇銭」に、「一三元二〇銭」を「一三元四〇銭」に、「一七円七〇銭」を「一八円」に、「八円八〇銭」を「八円九〇銭」に改め、同表小型船舶係留施設の項中「四、一九〇円」を「四、二六〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七六〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六四〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八二〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二七〇円」に、「四、二八〇円」を「四、三五〇円」に、「七、五三〇円」を「七、六五〇円」に、「五、三三〇円」を「五、四二〇円」に、「四一、八九〇円」を「四二、六八〇円」に、「二七、二三〇円」を「二七、七四〇円」に、「五五、五一〇円」を「五六、四五〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、三四〇円」に、「六一、八〇〇円」を「六二、八五〇円」に、「四二、九五〇円」を「四三、六八〇円」に、「七五、四二〇円」を「七六、七〇〇円」に、「五三、四二〇円」を「五四、三二〇円」に、「九、七四〇円」を「九、九二〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、三九〇円」に、「一三、八二〇円」を「一四、〇五〇円」に、「一五、二八〇円」を「一五、五三〇円」に、「九七、四一〇円」を「九九、二六〇円」に、「一一、〇八〇円」を「一一、三三八、二八〇円」を「一四〇、六三〇円」に、「一五二、九五〇円」を「一五五、五五〇円」に改め、同表野積場及び港湾施設用地(臨港交通施設及び船舶役務用施設の敷地に限る。以下同じ。)の項中「四円七〇銭」を「四円七八銭」に、「三元六二銭」を「三元六八銭」に、「二元三四銭」を「二元三八銭」に、「一六四円」を「一六七円」に、「一二二円」を「一二四円」に、「七九円」を「八〇円」に改め、同表上屋(鉄鋼上屋及びくん蒸上屋を除く。)の項中「三四円」を「三五円」に、「九六〇円」を「九七〇円」に改め、同表鉄鋼上屋の項中「三九円」を「四〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表くん蒸上屋の項中「三〇円から一七、一五〇円まで」を「五、八一〇円から一七、四七〇円まで」に、「六七三、二〇〇円から八九七、六〇〇円まで」を「六八五、九〇〇円から九一四、六〇〇円まで」に改め、同表移動式荷役機械(コンテナ荷役機械を除く。)の項中「二七、四七〇円」を「二七、九九〇円」に、「二、八八九、四二〇円」を「二、九四四、三一〇円」に改め、同表コンテナ荷役機械の項中「三二、〇四〇円」を「三二、六四〇円」に改め、同表木材整理場の項中「七円二五銭」を「七円三八銭」に改め、同表の備考十一中「四円五〇銭」を「四円六〇銭」に、「四円九五銭」を「五円六銭」に、「六円一〇銭」を「六円二〇銭」に、「六円七一銭」を「六円八二銭」に、「三元」を「三元一〇銭」に、「三元三〇銭」を「三元四一銭」に、「六円八〇銭」を「六円九〇銭」に、「七円四八銭」を「七円五九銭」に、「九円一〇銭」を「九円二〇銭」に、「一〇円一銭」を「一〇円一二銭」に、「一三元二〇銭」を「一三元四〇銭」に、「一四円五二銭」を「一四円七四銭」に、「一七円七〇銭」を「一八円」に、「一九円四七銭」を「一九円八〇銭」に、「八円八〇銭」を「八円九〇銭」に、「九円六八銭」を「九円七九銭」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第二項の知事の許可を受けている港湾施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表ディングーヨットの項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二七〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、一三〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「七、四三〇円」を「七、五五〇円」に、「四九、九六〇円」を「五〇、八〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「八、五八〇円」を「八、七二〇円」に、「六二、五三〇円」を「六三、五九〇円」に改め、同表クルーザーヨットの項中「二一、七八〇円」を「二二、一五〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「二九、〇一〇円」を「二九、五〇〇円」に、「二九〇、一八〇円」を「二九五、一一〇円」に、「三六、三五〇円」を「三六、九六〇円」に、「三六三、五一〇円」を「三六九、六八〇円」に、「四六、〇八〇円」を「四六、八六〇円」に、「四六〇、九五〇円」を「四六八、七八〇円」に、「五八、二三〇円」を「五九、二二〇円」に、「五八二、四七〇円」を「五九二、三七〇円」に、「二二、〇三〇円」を「二二、二三〇円」に、「二二〇、四七〇円」を「二二二、五一〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六二〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「二六、六〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二七、〇五〇円」に、「二六六、〇八〇円」を「二七九、一〇〇円」に、「三五、〇八〇円」を「三五、六七〇円」に、「三五〇、九五〇円」を「三五六、九一〇円」に、「四三、五七〇円」を「四四、三一〇円」に、「四三五、八〇〇円」を「四四三、二〇〇円」に、「五一、〇一〇円」を「五一、八七〇円」に、「五一〇、一八〇円」を「五一八、八五〇円」に、「六四、三二〇円」を「六五、四〇〇円」に、「六四三、一三〇円」を「六五四、一六〇円」に、「一三、二二〇円」を「一三、四二〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一三四、二四〇円」に改め、別表の二の表中「一、四八〇円」を「一、五〇〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八〇〇円」に改め、別表の三の表中「三、五五〇円」を「三、六二〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、九六〇円」を「六、〇六〇円」に改め、別表の四の表中「七〇〇円」を「七一〇円」に改め、別表の五の表中「一、三九

〇円」を「一、四一〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「八九〇円」を「九〇〇円」に改め、別表の六の表中「六三〇円」を「六四〇円」に、「八、五六〇円」を「八、七二〇円」に、「八五、七二〇円」を「八七、三四〇円」に、「六、八五〇円」を「六、九八〇円」に、「六八、五七〇円」を「六九、八七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第三中「三、六五〇円」を「三、六六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「六、一七〇円」を「六、二七〇円」に、「二一、三六〇円」を「二一、七二〇円」に改め、別表第二の二の表中「二六、五九〇円」を「二七、三〇〇円」に、「八五、八七〇円」を「八八、一八〇円」に、「二二〇、七四〇円」を「二二六、四七〇円」に、「四三九、六六〇円」を「四五一、〇九〇円」に、「一〇、〇三〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「四〇四、三七〇円」を「四一一、二四〇円」に改める。

別表第四後楽園の項中「一四、五五〇円」を「一四、七九〇円」に改め、同表総合グラウンドの項中「三一、四二〇円」を「三一、九五〇円」に、「四一九、〇三〇円」を「四二六、一五〇円」に、「八三八、〇八〇円」を「八五二、三二〇円」に、「六、二八〇円」を「六、三八〇円」に、「六二、八五〇円以上二二五、七〇〇円」を「六三、九一〇円以上二二七、八三〇円」に、「二〇九、五一〇円」を「二一三、〇七〇円」に、「八、三七〇円」を「八、五一〇円」に改める。

別表第五の一の表中「四一〇円」を「五〇〇円」に、「三二〇円」を「四〇〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一四〇円」を「二〇〇円」に、「八三〇円」を「八〇〇円」に改め、別

表第五の二の(一)の表一般建物の項中「六九〇円」を「七〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一七〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇〇〇円」に、「四、三七〇円」を「四、四四〇円」に改め、同表鶴鳴館の項中「七三〇円」を「七四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一一〇円」に、「一一、八三〇円」を「一二、〇三〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二二〇円」に、「一七、七五〇円」を「一八、〇五〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八二〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「七三〇円」を「七四〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「六三〇円」を「五、八九〇円」を「二、七四〇円」に改め、同表榮唱墨流しの項中「一〇、二九〇円」を「一〇、四六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七四〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六三〇円」に、「五、八九〇円」を「五、九九〇円」に改め、同表駐車場の項中「一時間」を「四十分」に、「六二〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表の備考一中「一時間について」を「一時間又は四十分について」に、「一時間未満」を「一時間若しくは四十分未満」に、「二時間として」を「二時間又は四十分として」に改め、別表第五の二の(二)のイの表専用使用料の項中「七、八五〇円」を「七、九八〇円」に、「一二、〇三〇円」を「一二、二三〇円」に、「一六、二三〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「一五、七〇〇円」を「一五、九六〇円」に、「二四、〇八〇円」を「二四、四八〇円」に、「三二、四七〇円」を「三三、〇二〇円」に、「六、二八〇円」を「六、三八〇円」に、「一五七、一三〇円」を「一五九、八〇〇円」に、「二四〇、九五〇円」を「二四五、〇四〇円」に、「三二四、七五〇円」を「三三〇、二七〇円」に、「六二、八五〇円」を「六三、九一〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「五、七五〇円」を「五、八四〇円」に、「一一、五一〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一一一、一八〇円」を「一一三、二三〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二五〇円」に、「六、二八〇円」を「六、三八〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「六、三八〇円」を「六、四八〇円」に、「八、三七〇円」を「八、五一〇円」に、「一二、五六〇円」を「一二、七七〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に、「六三、九〇〇円」を「六四、九八〇円」に、「八三、八〇〇円」を「八五、二二〇円」に、「一二五、七〇〇円」を「一二七、八三〇円」に、「二〇、九五〇円」を「二一、三〇〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「一、九八〇円」を「二、〇一〇円」に改め、別表第五の二の(二)のハの表専用使用料の項中「六五、八〇〇円」を「六六、九一〇円」に、「七、二二〇円」を「七、三二〇円」に、「五、六八〇円」を「五、七七〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九四〇円」に、「九六、一八〇円」を「九七、八一〇円」に、「一〇、一二〇円」を「一〇、二九〇円」に、「八、五九〇円」を「八、七三〇円」に、「五、〇五〇円」を「五、一三〇円」に、「二〇三、七七〇円」を「二〇七、二三〇円」に、「二二、五一〇円」を「二二、八七〇円」に、「二〇、二五〇円」を「二〇、五九〇円」に、「二九、〇九〇円」を「二九、五八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表練習使用料の項中「二〇、二五〇円」を「二〇、五九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「三四、三七〇円」を「三五、〇二〇円」に、「六、八六〇円」を「六、九



九〇円」に、「二六、〇四〇円」を「二六、五三〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、二九〇円」に改め、別表第五の二の(二)のニの表専用使用料の項中「三五、二〇〇円」を「三五、七九〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二四、七九〇円」に、「六三三、六〇〇円」を「六四四、三七〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九四〇円」に、「五二、八〇〇円」を「五三、六九〇円」に、「三一六、八〇〇円」を「三三二、一八〇円」に、「九五〇、四〇〇円」を「九六六、五五〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、四二〇円」に、「五、八六〇円」を「五、九五〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六七〇円」に、「二七、六五〇円」を「二八、一二〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「一〇七、三九〇円」に、「八二、九六〇円」を「八四、三七〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一六〇円」に、「二五八、四〇〇円」を「二六一、〇九〇円」に、「七九、二〇〇円」を「八〇、五四〇円」に、「二三七、六〇〇円」を「二四一、六三〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇一〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二六、八四〇円」に、「二〇、七三〇円」を「二一、〇八〇円」に改め、同表一般使用料の項中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表冷暖房設備使用料の項中「一〇、四七〇円」を「一〇、六四〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「四、七〇〇円」を「四、七七〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「一、六七〇円」を「一、六九〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改め、別表第五の二の(二)のホの表一般使用料の項中「七六〇円」を「七七〇円」に改め、同表専用使用料の項中「一、九八〇円」を「二、〇一〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一四〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇〇〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「九八〇円」を「九九〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヘの表専用使用料の項中「五、〇五〇円」を「五、一三〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八一〇円」に、「一〇、一二〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に改め、別表第五の二の(二)のトの表専用使用料の項中「一、九三〇円」を「一、九六〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九三〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に改め、別表第五の二の(二)のチの表第一研修室の項中「七八〇円」を「七九〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三八〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に改め、別表第五の二の(二)のリの表大型車の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表報道用放送室の項中「五、一六〇円」を「五、二四〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に改め、同表収納舞台及び収納式観客席の項中「一二、五六〇円」を「一二、七七〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三二〇円」に改め、同表湯沸し室の項中「八七〇円」を「八八〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「五、二三〇円」を「五、三二〇円」に、「五二、三七〇円」を「五三、二六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、五五〇円」を「二、五九〇円」に、「五、一三〇円」を「五、二二〇円」に、「五一、五四〇円」を「五二、五一〇円」に、「二五、七六〇円」を「二六、二四〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一五〇円」に、「六、二二〇円」を「六、三二〇円」に、「六二、二七〇円」を「六三、四五〇円」に、「三一、一一〇円」を「三二、七〇〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、四八〇円」に、「一〇三、〇九〇円」を「一〇五、

○四〇〇円」に、「一〇、七二〇円」を「一〇、九二〇円」に、「二一、四六〇円」を「二一、八六〇円」に、「二二四、七七〇円」を「二二八、八五〇円」に、「一〇七、三七〇円」を「一〇九、四一〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三七〇円」を「一、三九〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七一〇円」に、「二六、八三〇円」を「二七、三三〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、六五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、五九〇円」を「一、六二〇円」に、「二六、〇八〇円」を「二六、三八〇円」に、「八、〇三〇円」を「八、一八〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九五〇円」に、「一九、三一〇円」を「一九、六七〇円」に、「九、六四〇円」を「九、八二〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二六〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、八一〇円」に、「六、七六〇円」を「六、八八〇円」に、「六七、六四〇円」を「六八、九二〇円」に、「三三、八一〇円」を「三四、四五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、五七〇円」を「八、七三〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ハ)の表時間帯による使用の項中「三、二〇〇円」を「三、二六〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九二〇円」に、「六、四二〇円」を「六、五四〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、六五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ニ)の表スカッシュコートの中「七四〇円」を「七六〇円」に改め、同表トレーニングジムの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表照明設備の項中「三七、〇三〇円」を「三七、七三〇円」に、「一八五、二四〇円」を「一八八、七五〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、〇六〇円」を「四、一三〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「五、七九〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、九二〇円」を「五、〇一〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、五九〇円」を「一、六二〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表発券所の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表会議室の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表ピッチングマシンの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表バッテリーケージの項中「二、一二〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表防球ネットの項、扇風機の項及びストープの項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表ソフトボール用ベースの項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六八〇円」に、「三六、四九〇円」を「三七、一八〇円」に、「二八、二三〇円」を「二八、五七〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「四、三七〇円」を「四、四五〇円」に、「四四、〇二〇円」を「四四、八五〇円」に、「二一、九九〇円」を「二二、四〇〇円」に、「七、二八〇円」を「七、四一〇円」に、「七三、〇一〇円」を「七四、三九〇円」に、「七、六一〇円」を「七、七五〇円」に、「一五、二三〇円」を「一五、五一〇円」に、「二五二、四八〇円」を「二五五、三七〇円」に、「七六、二三〇円」を「七七、六七〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九五〇円」を「九六〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九五〇円」に、「一九、三一〇円」を「一九、六七〇円」に、「九、六四〇円」を「九、八二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、三九〇円」

を「七、五三〇円」に、「三七、〇三〇円」を「三七、七三〇円」に改め、同表スコアボードの項及び放送設備の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表更衣室の項中「七五〇円」を「七七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表時間帯による使用の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三五〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「六、四二〇円」を「六、五四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇六〇円」に、「一〇、七二〇円」を「一〇、九二〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、五七〇円」を「八、七三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一六〇円」に、「二一、四六〇円」を「二一、八六〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「二、一二〇円」を「二、一六〇円」に改め、別表第五の二の(三)の表テニスコートの項中「七六〇円」を「七七〇円」に改め、同表照明設備の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表時間帯による使用の項中「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に、「四七、二三〇円」を「四八、一二〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「五七、九八〇円」を「五九、〇八〇円」に、「二八、九八〇円」を「二九、五三〇円」に、「四、七一〇円」を「四、七九〇円」に、「九四、四八〇円」を「九六、二七〇円」に、「六、六三〇円」を「六、七五〇円」に、「一三三、一五〇円」を「一三五、六七〇円」に、「六六、五七〇円」を「六七、八三〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「二五、七六〇円」を「二六、二四〇円」に、「二一、八八〇円」を「二三、一二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のヘの表研修棟の項中「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第五の一の表の改正規定、別表第五の二の(一)の表駐車場の項の改正規定及び同表の備考一の改正規定は同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項又はこの条例による改正前の岡山県立都市公園条例第五条第一項若しくは第九条第二項の許可(後楽園に係るものに限る。)を受けている管理、行為又は利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十三号

建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第七条第二項中「第八八条の三第一項第一号」を「第八八条の四第一項第一号」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

五 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、現に未納の家賃、第六十一条第一項に規定する使用料又は岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）第二条に規定する使用料がないこと。

第六条第二項中「から第四号まで」を「から第五号まで」に改め、同項第五号口中「第十条第一項〔を」第十条第一項又は第十条の二（これらの規定を」に改める。

第七条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表運動場の項中「四、三七〇円」を「四、四四〇円」に、「六、六三〇円」を「六、七四〇円」に改め、同表球技コートの項中「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表講堂、体育館又は格技場の項中「六、六一〇円」を「六、七二〇円」に、「八、四三〇円」を「八、五七〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「三、五八〇円」を「三、六四〇円」に改め、別表の二の表運動場の項中「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表体育館の項中「二、八八〇円」を「二、九二〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「一〇、二一〇円」を「一〇、三八〇円」に、「二〇、三七〇円」を「二〇、七一〇円」に改め、同表格技場の項中「八四〇円」を「八

五〇〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に学校教育以外の目的のための一時使用の許可を受けている岡山県立学校の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例

岡山県洪川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の施設の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、別表の二の(一)の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五四〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一〇〇円」に、「四、五八〇円」を「四、六六〇円」に改め、同表第三研修室の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に改め、同表一―A研修室の項中「四九〇円」を「五〇〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に改め、同表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九七〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「五、八五〇円」を「五、九六〇円」に改め、同表ラウンジの項中「九四〇円」を「九五〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二八〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五七〇円」に、「三、八一〇円」を「三、八八〇円」に改め、同表体育館の項中「一四、九六〇円」を「一五、二四〇円」に、「一九、九五〇円」を「二〇、三二〇円」に、「三九、九三〇円」を「四〇、六八〇円」に、「五九、九〇〇円」を「六一、〇三〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例



岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表屋内施設（少年自然の家）（屋外施設を併用する場合を含む。）の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、別表の一の(二)のイの表第一研修室の項中「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八三〇円」に、「七、一二〇円」を「七、二五〇円」に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の項までの規定中「九七〇円」を「九八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三二〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六六〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇一〇円」に改め、同表第五研修室の項中「七九〇円」を「八〇〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に、「三、一七〇円」を「三、二三〇円」に改め、同表会議室の項中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に、「四、一九〇円」を「四、二六〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八三〇円」に、「七、一二〇円」を「七、二五〇円」に改め、同表プレイホルの項中「六、三六〇円」を「六、四八〇円」に、「八、四八〇円」を「八、六四〇円」に、「一六、九八〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二五、四八〇円」を「二五、九六〇円」に改め、別表の一の(二)の口の表第一研修室の項及び視聴覚室の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表プレイホルの項中「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十八号

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「三、〇六〇円」を「三、一一〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の許可を受けている施設の利用に係る施設使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に施設使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。



令和6年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 施設

科学体験・学習広場	サイエンスドーム		試写室	スタジオ	ホランテシア室	パソコン教室	書道教室	陶芸教室	木工教室	美術教室	ミーティング室六	ミーティング室五	ミーティング室四	ミーティング室三	ミーティング室二	ミーティング室一	和研修室	洋研修室	中研修室	大研修室	視聴覚室	区 分	基 準				
	投影装置を使用する場合	投影装置を使用しない場合																					午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで
五、八七〇円	九、〇一〇円	五二、〇〇〇円	一、三九〇円	二、一一〇円	七三〇円	三、〇八〇円	一、二一〇円	七九〇円	九四〇円	二、八九〇円	四二〇円	一、〇五〇円	七三〇円	六〇〇円	四五〇円	六〇〇円	六〇〇円	八三〇円	二、一一〇円	五、二一〇円	五、五九〇円	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
七、八三〇円	二二、〇三〇円	六九、三六〇円	一、八七〇円	二、八三〇円	九六〇円	四、一一〇円	一、六〇〇円	一、〇三〇円	一、二八〇円	三、八六〇円	五八〇円	一、四一〇円	九六〇円	八〇〇円	六一〇円	八〇〇円	八〇〇円	一、二二〇円	二、八三〇円	六、九五〇円	七、四六〇円	五時まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
五、八七〇円	九、〇一〇円	五二、〇〇〇円	一、三九〇円	二、一一〇円	七三〇円	三、〇八〇円	一、二一〇円	七九〇円	九四〇円	二、八九〇円	四二〇円	一、〇五〇円	七三〇円	六〇〇円	四五〇円	六〇〇円	六〇〇円	八三〇円	二、一一〇円	五、二一〇円	五、五九〇円	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
一五、七〇〇円	二四、〇九〇円	一三八、七三〇円	三、七六〇円	五、八四〇円	一、九八〇円	八、二五〇円	三、二五〇円	二、一一〇円	二、五六〇円	七、七六〇円	一、一七〇円	二、九二〇円	一、九八〇円	一、六三〇円	一、二三〇円	一、六一〇円	二、二七〇円	二、二七〇円	五、八四〇円	一三、八四〇円	一四、七九〇円	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
一五、七〇〇円	二四、〇九〇円	一三八、七三〇円	三、七六〇円	五、八四〇円	一、九八〇円	八、二五〇円	三、二五〇円	二、一一〇円	二、五六〇円	七、七六〇円	一、一七〇円	二、九二〇円	一、九八〇円	一、六三〇円	一、二三〇円	一、六一〇円	二、二七〇円	二、二七〇円	五、八四〇円	一三、八四〇円	一四、七九〇円	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
二三、五六〇円	三六、一四〇円	二〇八、一一〇円	五、六八〇円	八、七四〇円	二、九七〇円	一一、三五〇円	四、九〇〇円	三、二三〇円	三、八六〇円	一一、六〇〇円	一、八〇〇円	四、三七〇円	二、九七〇円	二、四六〇円	一、八九〇円	二、四六〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	八、七四〇円	二〇、七六〇円	二二、二五〇円	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで

企画展示室	二、一三〇円	二、八七〇円	二、一三〇円	五、七五〇円	五、七五〇円	八、六三〇円
プロデュースセンター	一、七四〇円	二、三四〇円	一、七四〇円	四、七〇〇円	四、七〇〇円	七、〇五〇円

別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「六五〇円」を「六六〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表美術教室の項中「三九〇円」を「四〇〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表サイエンスドームの項中「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表科学体験・学習広場の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を「三二〇円」に改め、別表の三の表放送設備の項中「三八〇円」を「三九〇円」に改め、同表茶道具の項中「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表陶芸窯の項中「九二〇円」を「九三〇円」に改め、別表の四の表六十五歳未満の者の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表六十五歳以上の者の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第一号及び第二号中「三千七百十円」を「三千八百円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表多目的ホールの項中「八、〇四〇円」を「八、一七〇円」に、「一〇、六八〇円」を「一〇、八六〇円」に、「二二、三六〇円」を「二二、七二〇円」に、「三二、一五〇円」を「三二、六九〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「五、四五〇円」を「五、五四〇円」に、「七、二八〇円」を「七、四〇〇円」に、「一四、五五〇円」を「一四、七九〇円」に、「二二、七八〇円」を「二二、

一五〇円」に改め、同表メディア工房（撮影室）の項中「三、八五〇円」を「三、九一〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二二〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、四六〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、六六〇円」に改め、同表メディア工房（編集加工室）の項中「六、九〇〇円」を「七、〇一〇円」に、「九、二二〇円」を「九、三六〇円」に、「一八、四三〇円」を「一八、七四〇円」に、「二七、六五〇円」を「二八、一二〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「五、二九〇円」を「五、三七〇円」に、「七、〇六〇円」を「七、一八〇円」に、「一四、一三〇円」を「一四、三七〇円」に、「二一、一五〇円」を「二一、五〇〇円」に改め、別表の三の表多目的ホールの項中「五、一〇円」を「五二〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第六条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二五六人」を「二五五人」に、「一、〇二人」を「一、〇一人」に、「一、〇四六人」を「一、〇四三人」に、「一、〇七六人」を「一、〇七四人」に、「三、五一人」を「三、五〇三人」に改め、同項第二号中「四五〇人」を「四五三人」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（定員の特例）

2 令和七年三月三十一日までの間は、第一条第一項各号に規定する定員は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する巡査及び計の定員についてはそれぞれ六人を、同項第二号に規定する警察官以外の職員の定員については一人を加えたものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第六十三号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第二十六号の二中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同項第三十四号中「二千三百三十円」を「二千三百四十円」に改め、同項第四十一号を削り、同項第四十二号中「認定証」を「認定」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第四十三号を削り、第四十四号を第四十二号とし、第四十五号から第四十七号までを二号ずつ繰り上げ、第四十七号の二を第四十六号とし、第四十八号から第五十号までを一号ずつ繰り上げ、第五十号の二を第五十号とし、第五十一号の三から第五十一号の七までを削り、同項第五十二号イ及び二中「七百三十円」を「七百四十円」に改める。

## 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第六十四号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十六条―第八十九条）」を「第十一章 削除」に改める。

第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第六十六条第三号イ及び同条第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号イ中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第六十七条第十四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十五条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第七十六条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章の章名を次のように改める。

## 第十章 児童発達支援センター

第八十条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「次のとおり」を「発

達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 発達支援室の一室の定員は、おおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十一条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中第四項から第九項までを削り、第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十一条第十項中「第八十七条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十二条及び第八十三条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十四条を次のように改める。

#### 第八十四条 削除

第八十五条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的な診査）

第八十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的な診査は、児童の福祉に有害な実験となつてはならない。

第十一章を次のように改める。

#### 第十一章 削除

第八十六条から第八十九条まで 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第四十二条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第六十五号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

#### 「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第五十六条）

目次中 第二節 人員の基準（第五十七条・第五十八条）を「第三章 削除」に改める。

第三節 設備の基準（第五十九条）

第四節 運営の基準（第六十条―第六十五条）

第二条第三号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第五号中「、第五十六条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。



第三条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第四条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「、第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第九項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項本文」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「第一項本文及び前項」を「第一項及び第二項」に改め、「場合は」の下に「、第二項に掲げる設備を除き」を加える。

第十二条中「にあつては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては」に改める。第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号の食事療養をいう。）

を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十七条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)」による評価(以下この条において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十一条の見出しを「(支援)」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十五条の三第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章を次のように改める。

### 第三章 削除

第五十六条から第六十五条まで 削除

第六十六条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第六十九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の三第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の六第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「当該障害児の介護」を「及び当該障害児の介護」に、「動作の指導、知識技能の付与」を「動作及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び」を「、並びに」に、「訓練等を行う」を「支援を行う」に、「訓練等に関する」を「支援に関する」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第七十二条の十二中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「除く。」の下に「、第二十七条の二」を加え、「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「読み替える」を「、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第八十条中「及び第五項」を削り、「除く。」の下に「、第二十七条の三」を加え、「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「、第六十四条の二」を削り、「第四十四条第一項」を「第二十七条第六項中」を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障

害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十四条第一項に、「体制」とを「体制」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とに、「訪問する施設」を「訪問先施設」に改める。

第八十一条中「第三項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第五十七条、第六十七条第一項」を「第六十七条第一項」に、「及び第四項」を「及び第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第八項中「指定児童発達支援事業所」に改める。第八十三条第一項中「、第六十条」を削り、同条第二項中「、第六十条」を削り、「指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「、第六十条」を削る。

第八十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第六十五条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日まで間は、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所



支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第二十七条の二（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四及び第七十二条の十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間は、新条例第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六十六号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第三条第一項中「という。」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項の障害福祉サービス（以下この条、第二十二条の二第二項及び第三項並びに第四十七条において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項の障害福祉サービス（第四十七条において「」及び「」という。）を削る。」

第五条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第四号中「訓練室、屋外訓

練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けられることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二条第二項中「この条」の下に「及び第二十二条の二」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第二十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項の移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項の移行支援計画の変更について準用する。

第二十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十六条の見出しを「(支援)」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。



第四十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

#### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、指定通所支援基準第五十五条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第七条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業所のサービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十六条中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十一条第七項中（昭和二十二年法律第六十四号）を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十九条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」とし、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「開催」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十条中「又は作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

第六十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

きるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十一条第二項中「交付しなければ」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければ」に改める。

第二百二十三条中「第三十条」の下に「、第三十一条第四項」を加える。

第四百四十三条中「又は作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

第四百四十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第四百四十九条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第四百四十九条の二の二 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項の介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第百五十条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条の指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十条中「第二百六条」を「第百五十条の三の病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第百二十六条」に改め、同条第一号中「であつて」を「又は指定通所リハビリテーション事業者であつて」に改め、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に、「が提供する」を「又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する」に改め、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「として」を「又は当該指定通所リハビリテーション事業所として」に改める。

第百五十条の二の次に次の一条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第五十條の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練

(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第五十九條及び第七十二條中「同條第八項」を「同條第九項」に改める。

第九十條中「第四十七條」の下に、「第八十條第六項」を加え、「第八十一條第一項」を、「第八十條第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第八十九條第一項の工賃」と、第八十一條第一項」に改める。

第九十四條中「第四十七條」の下に、「第八十條第六項」を加え、「第八十一條第一項」を、「第八十條第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第九十三條第一項の工賃」と、第八十一條第一項」に改める。

第九十四條の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十四條の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。



第百九十四条の十四第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が六十以下 一以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が三十以下 一以上
- (2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百九十四条の十四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項の指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号の指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項の相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項の指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号の指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第百九十四条の十七を次のように改める。

#### 第百九十四条の十七 削除

第百九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「ことにより」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第百九十四条の二十中「、第六十条中」を「、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第百九十五条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の下に「行い、

又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第百九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十八条の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百九十八条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百一条の二の九において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第二百条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対



応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百一条中「第七十六条」を削る。

第二百一条の二中「入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百一条の二の二中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二の九の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

第二百一条の二の十中「第七十六条」を削る。

第二百一条の二の十一中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十二中「、第七十六条」を削る。

第二百二条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条の指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百七条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百八条中「他の職務に」の下に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第二百十条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

附則第二条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第六条中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十四条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 就労移行支援」を

「第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第六十一条の二）

第二節 人員の基準（第六十一条の三・第六十一条の四）

に改める。

第三節 設備の基準（第六十一条の五）

第四節 運営の基準（第六十一条の六―第六十一条の九）

第十章 就労移行支援

第三条第一項中「及び第八章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二の者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三の事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該アセスメントの結果に基づき、規則第六条の七の四の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員の基準

（従業者の員数）

第六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第三節 設備の基準

（準用）

第六十一条の五 第八十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第四節 運営の基準

（実施主体）

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、アセスメントを行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第一号を除く)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四十六条及び第五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第五十九条第一項中「次条第一項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十五条中「及び第四百七条」を、「第四百七条及び第七十一条の二」に改める。

第九十条及び第九十四条中「第四百七条」の下に、「第七十一条の二」を加える。

附則



(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第百九十八条の七（新条例第二百一条の十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第百九十八条の七第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、新条例第二百一条の二の九の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十八条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（第六項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十七条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第二十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二十八条の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。



- 4 指定障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第二十八条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十七条第六項の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第五十一条に次の二項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項の第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十八条を次のように改める。

## 第五十八条 削除

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、この条

例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第二十八条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、医療型児童発達支援（同条第三項の医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。）を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧な把握しなければならない。  
第十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九条及び第五十二条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条及び第六十条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(規模)

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業者が就労移行支援事業所」に改める。

第六十九条中「から第三十八条まで」を「から第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十八条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援条例第五十六条の指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第二条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」を

「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」

に改める。

第五章の二 就労選択支援（第六十条の二―第六十条の八）」

第三条第一項中「次章から第八章まで」を「次章から第五章まで及び第六章から第八章まで」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、規則第六条の七の二の者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、

就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三の事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該アセスメントの結果に基づき、規則第六条の七の四の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

（規模）

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

（職員の配置の基準）

第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。

以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者数を十五で除した数以上

上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（実施主体）

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、アセスメントを行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相



談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第六十条の八 第八条、第九条（第二項第一号を除く。）、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える。

#### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一条第一項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（第六項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十九条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しな



ければならない。

第二十条に次の一項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アクセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第六項の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第四十四条を次のように改める。

#### 第四十四条 削除

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二十条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第七十一号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「同一敷地内にある」を削る。

第十二条第三項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。第三十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）に改める。

第二十七条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができないよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十五条第一項中「交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を削る。

附則第六条第五項及び第十四条第二項中「同一敷地内にある」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項第二号及び第三十五条第一項の改正規定は公布の日から、第二十八条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第七十二号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと  
しても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保  
していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保して  
いること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他  
の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れ  
る体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の  
対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第  
百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」  
という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定  
感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよ  
う努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種  
協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状  
が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させるこ  
とができるよう努めなければならない。

## 附 則

（施行期日）



- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第七十三号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百二十一条第一項の指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項の併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に



関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項の併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十七条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十七条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

い。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二章第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第四十五条第十一項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。次項において「指定居宅サービス等基準」という。)第百二十一条第一項の指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第十二項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。第十四項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第四十八条中「、第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「から第三十一条の二まで」を「から第三十一条の三まで」に改める。

第五十二条中「、第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「から第三十一条の二まで」を「から第三十一条の三まで」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二十七条第一項(新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十七条第一項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第三十一条の三(新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十一条の三中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第七十四号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第一条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「同一敷地内にある」を削る。

第九条第二項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七十七条第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。」に改める。

第二十四条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の

一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十四条及び第五十条中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第五十八条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十四条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条中「同一敷地内にある」を削る。

第六十六条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第七十二条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第七十八条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十二条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十一条第三項中「第八十条第一項」を「第八十条第一項から第三項まで」に、「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号。第百三十七条第四項において「介護老人保健施設基準条例」と



いう。) 第三条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成三十年岡山県条例第四十六号。第三十七号第四項において「介護医療院基準条例」という。) 第四条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十五条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第八十六条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十八条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十五条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第九十五条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。



四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第九十七条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百一条中「同一敷地内にある」を削る。

第一百五条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第一百十二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一百五条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第一百三十三条中「同一敷地内にある」を削る。

第一百三十七条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百四十条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。  
三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第一百四十一条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第一百四十五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号

の次に次の一号を加える。

三 第四十条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百四十九条中「同一敷地内にある」を削る。

第百五十五条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**ア**」及び「**イ**」という。）を削り、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百六十六条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百六十六条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百七十四条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百七十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百八十四条中「同一敷地内にある」を削る。

第九十条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第九十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第九十二条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第九十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百二条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第二百四条中「及び第六十六条」を「、第六十六条及び第六十六条の二」に改める。

第二百七条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第九十二条第一項」を「第九十二条第一項から第四項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

- (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
  - (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
  - (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
  - (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
- (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
  - (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
  - (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (ii) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (4) 便所
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- ロ 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十六号。以下この条において「医療法基準条例」という。)第六条第三号の食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に



掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ロ 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

三 前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。



- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法基準条例第八条第二号の食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 四 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 八 第九号中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
- 九 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 十 第二十四号中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 十二 第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 十三 第二十八条に次の一項を加える。
  - 九 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
    - 一 第二百三十七条において準用する第六十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
    - イ 利用者の安全及びケアの質の確保
    - ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
    - ハ 緊急時の体制整備
    - ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
    - ホ 特定施設従業者に対する研修
  - 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
  - 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百十九条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

(口腔衛生の管理)

第二百二十八条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十四条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新興感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百三十七条中「及び第百五十九条」を、「第百五十九条及び第百六十六条の二」に改める。

第二百四十一条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十条第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第二百五十一条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十五条第一項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百五十五条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項の特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができるについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十六条第一項中「内容」の下に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十一条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第二百五十二条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十五条第一項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十三条中「第二百五十七条」と、の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削る。

第二百六十五条中「第二百五十七条」と、の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「以下同じ。」を「実施地域」に改め、「、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」

と」を削る。

第二百六十八条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十三条第一項中第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百七十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百七十四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百七十三条第一項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十六条中「第二百五十七条」と、の下に「同項、第三十二条の二第二項、第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加える。

第二百七十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができる)方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和三年岡山県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項を次のように改める。



(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項(新条例第九十一条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第四十条の二(新条例第九十八条において準用する場合に限る。)の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第三条第三項及び第四十条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第九十六条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。附則第三項を次のように改める。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第三十二条の二(新条例第九十八条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第三十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第九条第二項第二号及び第二百七十七条第一項の改正規定 公布の日

二 第一条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第六十六条第一項、第七十二条第一項、第七十八条第二項、第八十一条、第八十五条第一項、第八十六条、第八十八条第二項、第九十五条第一項から第三項まで、第九十七条第二項、第九百三十七条、第四百四十条第一項、第四百四十一条及び第四百四十五条第二項の改正規定 令和六年六月一日

三 第一条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第三十四条に一項を加える改正規定及び同条例第二百六十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第一百五十五条第六項(新条例第八十一条の三及び第九百八十八条において準用する場合を含む。)、第七百七十四条第八項、第九百九十四条第六項及び第二百



九条第八項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第百六十六条の二（新条例第百八十一条、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条（新条例第百二十六条において準用する場合を含む。）及び第二百三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第百六十六条の二中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第百二十八条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第七十五号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項中「第三十四号」の下に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の三項を加える。

11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。次項において「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項の併設型指定認知症対応型通所介護の事

業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項の併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第五条第二項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十四条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第二十三条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十四条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十二条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受

けられる体制を確保していること。

第三十二条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十九条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十四条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項第二号及び第五十四条第一

項の改正規定は公布の日から、第三十三条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三十二条第一項(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十二条第一項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第三十九条の三(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十九条の三中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十六号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項第二号中「医師、栄養士」を「栄養士」に改め、同項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第六条第二項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十四条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第十八条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十五条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと  
しても差し支えない。



- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。
- 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
  - 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
  - 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 第三十九条の二の次に次の一条を加える。
- （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）
- 第三十九条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。
- 第五十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。



第五十四条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第二号及び第五十四条第一項の改正規定は公布の日から、第三十四条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第三十三条第一項(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十三条第一項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第三十九条の三(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十九条の三中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十七号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部改正)

第一条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「同一敷地内にある」を削る。

第五十一条の二第二項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百六十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。」に改める。

第五十五条の四第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十九条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十九条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第六十一条中「同一敷地内にある」を削る。  
第六十六条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第七十四条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十七条第一項第十五号中「及び第十号」を「第九号及び第十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第七十八条第四項中「前条第一項第十五号」を「前条第一項第十七号」に改める。

第八十条第三項中「第八十一条第一項」を「第八十一条第一項から第三項まで」に、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号。第一百八条第四項において「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成三十年岡山県条例第四十六号。第一百八条第四項において「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十七条第一項第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十七条第一項第一号中「第二条の担当職員」を「第二条第一項の担当職員及び同条第二項の介護支援専門員」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十三号を第十六号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の前に次の二号を加える。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第八十七条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第九十三条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十六条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十六条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第九十六条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第九十六条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第一百八条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十六条第一項第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十六条第一項第十三号中「第十一号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の前に次の二号を加える。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百二十六条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。



五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第三百三十一条中「同一敷地内にある」を削る。

第三百三十七条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**及び**」という。）を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四百十条第二項中「第二条の担当職員」を「第二条第一項の担当職員及び同条第二項の介護支援専門員」に改める。

第四百十一条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五百五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六百六十八条中「同一敷地内にある」を削る。

第七百七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七百七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改める。



第七十六条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十八条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第八十二条中「及び第四百一条」を「、第四百一条及び第四百一条の二」に改める。

第九十二条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百七条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書

の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ロ 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十六号。以下この条において「医療法基準条例」という。)第六条第三号の食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

- (1) 病室
  - (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
  - (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
  - (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
  - (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
  - (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
  - (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
  - (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
  - (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (ii) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (4) 便所
  - (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- ロ 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法基準条例第八条第二号の食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

- 第百九十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。  
第百九十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。  
第二百四条に次の一項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
  - 一 第二百十八条において準用する第百四十一条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
  - イ 利用者の安全及びケアの質の確保
  - ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
  - ハ 緊急時の体制整備
  - ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
  - ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修
  - 二 介護機器を複数種類活用していること。
  - 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
  - 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。第百五条中「同一敷地内にある」を削る。  
第二百十一条の次に次の一条を加える。  
(口腔衛生の管理)  
第二百十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。  
第二百十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。
  - 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
    - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
    - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利



用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百十八条中「第五十五条の四から」の下に「第五十五条の八まで、第五十五条の十から」を加え、「（第五十五条の九第二項を除く。）」を削り、「及び第四百十条の二」を「、第四百十条の二及び第四百十一条の二」に改める。

第二百二十九条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百三十五条中「第五十五条の四から」の下に「第五十五条の八まで、第五十五条の十から」を加え、「（第五十五条の九第二項を除く。）」を削り、「第二百十二条まで」を「第二百十一条まで、第二百十二条」に改める。

第二百三十九条第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。  
第二百四十条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十七条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百四十八条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百五十一条第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十一条第一項中第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び



に緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百五十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項の特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十二条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「」及び「」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十七条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百六十五条第一項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十五条第一項中第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百六十五条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百六十六条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百六十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができる)方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和三年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項(新条例第八十九条第一項の指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第五十五条の十の二(新条例第九十四条において準用する場合に限る。)の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第三条第三項及び第五十五条の十の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第九十二条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

附則第四項を次のように改める。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第五十五条の二の二(新条例第九十四条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第五十五条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努めるとする。」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例第五十一条の二第二項第二号及び第二百六十七条第一項の改正規定 公布の日

二 第一条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例第六十六条第一項、第七十四条第二項、第七十七条、第七十八条第四項、第八十条及び第八十四条第二項の改正規定並びに同条例第八十七条第一項の改正規定(同項第一号中「第二条の担当職員」を「第二条第一項の担当職員及び同条第二項の介護支援専門員」に改める部分を除く。)並びに同条例第九十三条第二項、第九十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第二百二十三条第二項及び第二百二十六条第一項の改正規定 令和六年六月一日

三 第一条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例第五十五条の四に一項を加える改正規定及び同条例第二百四十七条第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三百三十七条第三項(新条例第六十条、第六十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む。)及び第七十八条第三項(新条例第九十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三百三十七条第三項及び第七十八条第三項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第四百四十一条の二(新条例第六十条、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条、第九十二条(新条例第九十七条において準用する場合を含む。)及び第二百八十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第四百四十一条の二中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第二百一十一条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第七十八号

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止する条例

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十六号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に指定介護療養型医療施設がした指定介護療養施設サービスの提供又は指定介護療養型医療施設に対してされた申出、要求等に係るこの条例による廃止前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例に基づく記録、秘密の保持、書類の交付、報告等については、なお従前の例による。

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第七十九号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成三十年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。



第二十六条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号)第六条第十七項の第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。  
(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介



護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第二号及び第五十五条第一項の改正規定は公布の日から、第三十五条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第三十四条第一項（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十四条第一項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新条例第四十条の三（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第四十条の三中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

岡山県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第八十号

##### 岡山県公立学校情報機器整備基金条例

##### （設置及び目的）

第一条 国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報機器の計画的な整備等を促進し、もつて教育環境の整備を図るため、岡山県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### （積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

##### （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければ

ばならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、消防法に基づく危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。

◎ 岡山県行政不服等審査会条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例について  
住民基本台帳法の一部改正に鑑み、同法に基づく附票本人確認情報の保護に関する審議会に係る事務を、岡山県行政不服等審査会が担任することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について  
災害救助法が適用された災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務の実態に鑑み、当該業務に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給することとしたものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例について  
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、福祉相談センターに勤務する職員に係る特殊勤務手当の支給対象となる業務及び支給額を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について  
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
行政財産を使用する者の負担の公平性を確保するため、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する線路等を設置するために行政財産を使用する場合及び工作物の設置を目的として土地を

使用する場合を統合する等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県税条例及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

政治資金規正法施行令の一部改正により、国会議員関係政治団体の少額領収書等の写し等に係るフレキシブルディスクカートリッジによる写しの交付が廃止されることに伴い、当該交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとしたものである。

- ◎ 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例について

岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例について

岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、施設使用料等の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例について

岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について

岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額

に改めるものである。

◎ 岡山武道館条例の一部を改正する条例について

岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例について

岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例について

岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例について

岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例について

岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

医療法施行規則の一部改正に鑑み、病院の人員の基準を改めるものである。

◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な



遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部を改正する条例について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、国家戦略特別区域法に基づく特定認定等に関する事務を吉備中央町が処理することとするものである。

◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について

ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例について

吉備中央町において国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が実施されることに伴い、当該事業に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の円滑な管理運営を図るため、プロジェクトの利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、入居申込者に対する説明等の基準を改めたものである。

◎ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

介護保険法に基づく介護支援専門員の登録等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例について  
岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例について  
岡山県工業技術センターにおいて行う試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、金属に関する分析に係る手数料等の限度額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例について  
岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例について  
岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例について  
岡山県営食肉地方卸売市場の円滑な管理運営を図るため、施設使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について  
農業経営基盤強化促進法の一部改正に鑑み、農地中間管理機構関連事業で農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けた土地において、農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が当該委託の解除をした場合には、特別徴収金を徴収することとする等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について  
簡易型護岸等係留方式による小型船舶係留施設の供用開始に伴い、使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例について  
漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく認定計画実施者は、土砂採取料又は占用料を納付しなければならないこととする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について  
建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について  
県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料の額を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について  
岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例について  
屋外広告物の講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、講習手数料の額を適正な額に改

めるものである。

◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の使用料の額等を適正な額に改めるものである。

◎ 建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について  
建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について  
県営住宅の適正な管理運営を図るため、入居者資格の条件を改めるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例について  
岡山県洪川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例について  
岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県立博物館条例の一部を改正する条例について  
岡山県立博物館の円滑な管理運営を図るため、講堂の施設使用料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金等の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県立図書館条例の一部を改正する条例について  
岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について  
最近の治安情勢に対処するため、警察官以外の職員を増員し、定員を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、警備業法に基づく警備業の認定証の再交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、医療型児童発達支援センターに関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、医療型児童発達支援に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定入所支援の取扱方針等の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、居宅介護計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人



員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、従業者の員数等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、療養介護計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員の配置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの協力医療機関等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、訪問リハビリ

テーション計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護老人保健施設の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止する条例について

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間の満了に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止するものである。

- ◎ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護医療院の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県公立学校情報機器整備基金条例について

国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報機器の計画

的な整備等を促進し、もって教育環境の整備を図るため、岡山県公立学校情報機器整備基金を設置したものである。